

経済産業省委託事業

フィリピン下位法令調査

2015年6月

日本貿易振興機構

バンコク事務所 知的財産部

目次

法制度の概略	2
IP 法の枠組みの要約／統合を示す図	3
フィリピンの法的枠組みの概要	13
IP 法の枠組みの概要	15
知的財産法、修正およびガイドラインの一覧表.....	22
IP 規定を定めた一般法の一覧.....	33
主要な知的財産法および規定の条項	36
IP 関連の一般法および特別法.....	75
特別法および特別発布における IP に関する関連規定	76
IP に関する画期的判例法	82

法制度の概略

スペイン王国の旧植民地であるフィリピンは、かつて、1889年スペイン民法に基づいて統治されていた。同法により、知的創造物は、財産に対する所有権の取得方法の一つであると認められていた。フィリピン独立まで、スペイン民法は、1879年知的財産に関するスペイン法と共に、フィリピンの知的財産に適用されていた。独立後も、スペイン民法の知的財産に関する規定は、1950年8月8日に制定されたフィリピン新民法に優先していた。

上記にかかわらず、フィリピンにおいて知的財産権を保護する最初の法令は、1950年民法に先立ち制定されていた。かかる法令は、(1) 別途「特許事務所の開設、その権能および義務の規定、特許発行の規制およびその資金の割当に関する法 (Act Creating a Patent Office, Prescribing its Powers and Duties, Regulating the Issuance of Patents and Appropriating Funds Therefor)」として知られている共和国法 (R.A.) 第 165 号 (1947 年)、(2) 別途「商標、商号およびサービス・マークの登録および保護を定め、不正競争および虚偽表示を定義し、これらに対する救済措置を規定し、またその他の目的での法 (Act to Provide for the Registration and Protection of Trade Marks, Trade Names and Service Marks, Defining Unfair Competition and False Marking and Providing Remedies Against the Same)」としても知られる R.A. No. 166 (1947 年)、ならびに (3) 法第 3134 号、すなわち 1924 年 3 月 6 日に制定された著作権法 (米国著作権法を模範としたもの) である。

1972 年、大統領令第 49 号、すなわち法第 3134 号を廃止する知的財産保護に関する命令 (Decree on the Protection of Intellectual Property) が発布された。これは、創作された時点で著作権が発生することを定めた最初の法律である。

フィリピン共和国の 1973 年憲法および 1987 年憲法はその後、知的財産権の促進および保護を国策として法制化した。

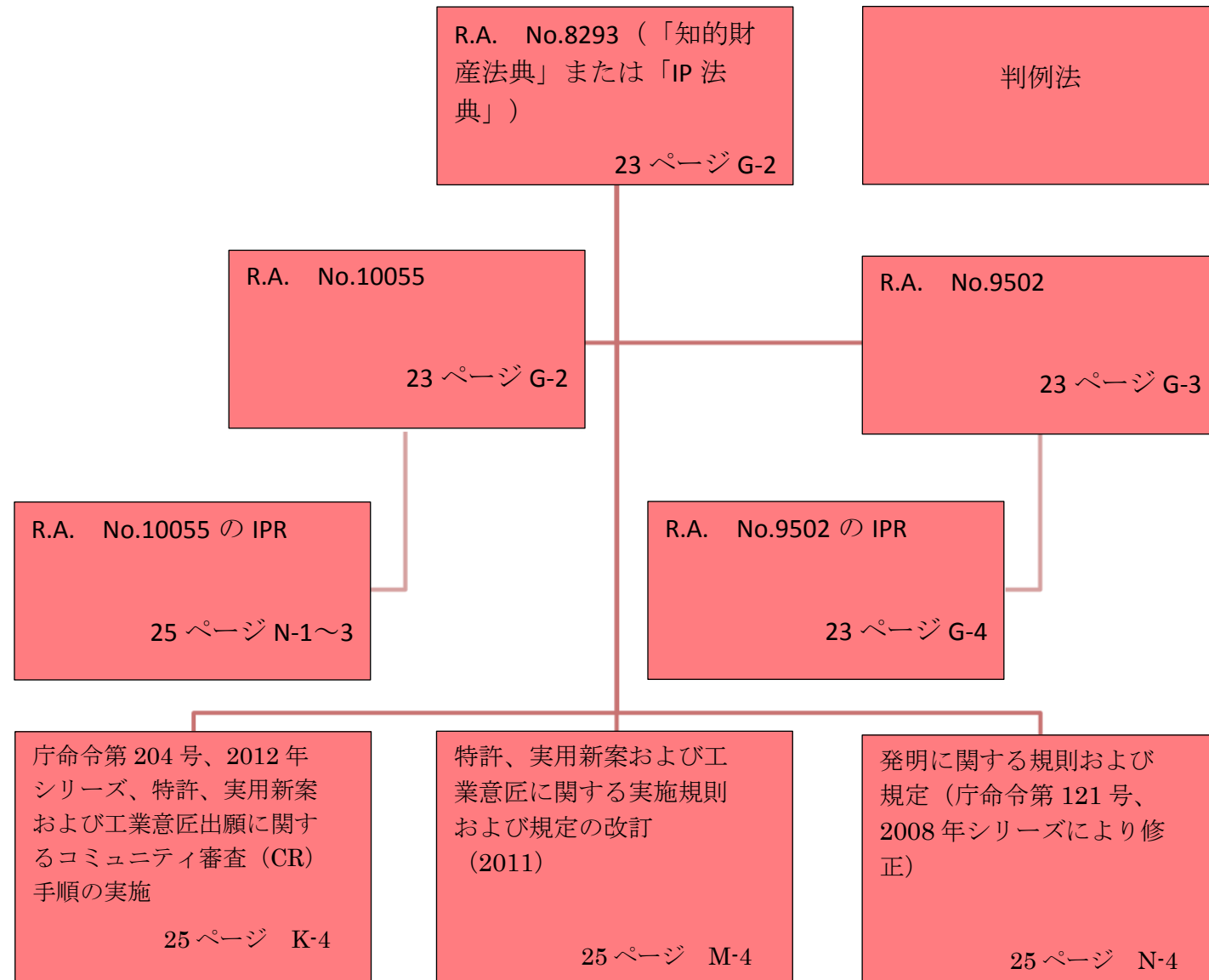
特許および商標に関するすべての活動は、その後、貿易産業省 (DTI) の特許・商標・技術移転局 (Bureau of Patents, Trademarks, and Technology Transfer, BPTTT) が処理してきた。BPTTT は、行政命令 (E.O.) 第 133 号 (DTI およびその附属機関を再編成する法) により設立され、かかる行政命令は 1987 年 2 月 27 日に法律として成立した。

その後、1998 年、フィリピンの知的財産庁 (Intellectual Property Office)、すなわち IPOPHL は、DTI の事務局 (OSEC) 下にある組織の一つであり、BPTTT に取って代わった。それ以降、知的財産に関する国策 (すなわち、登録および紛争解決) の実施を指揮してきた。IPOPHL は、R.A. NO. 8293、すなわち 1998 年 1 月 1 日に発効した知的財産法典により設立された。R.A. No. 8293 は、P.D. 49、R.A. 165 および R.A. 166 を廃止した。

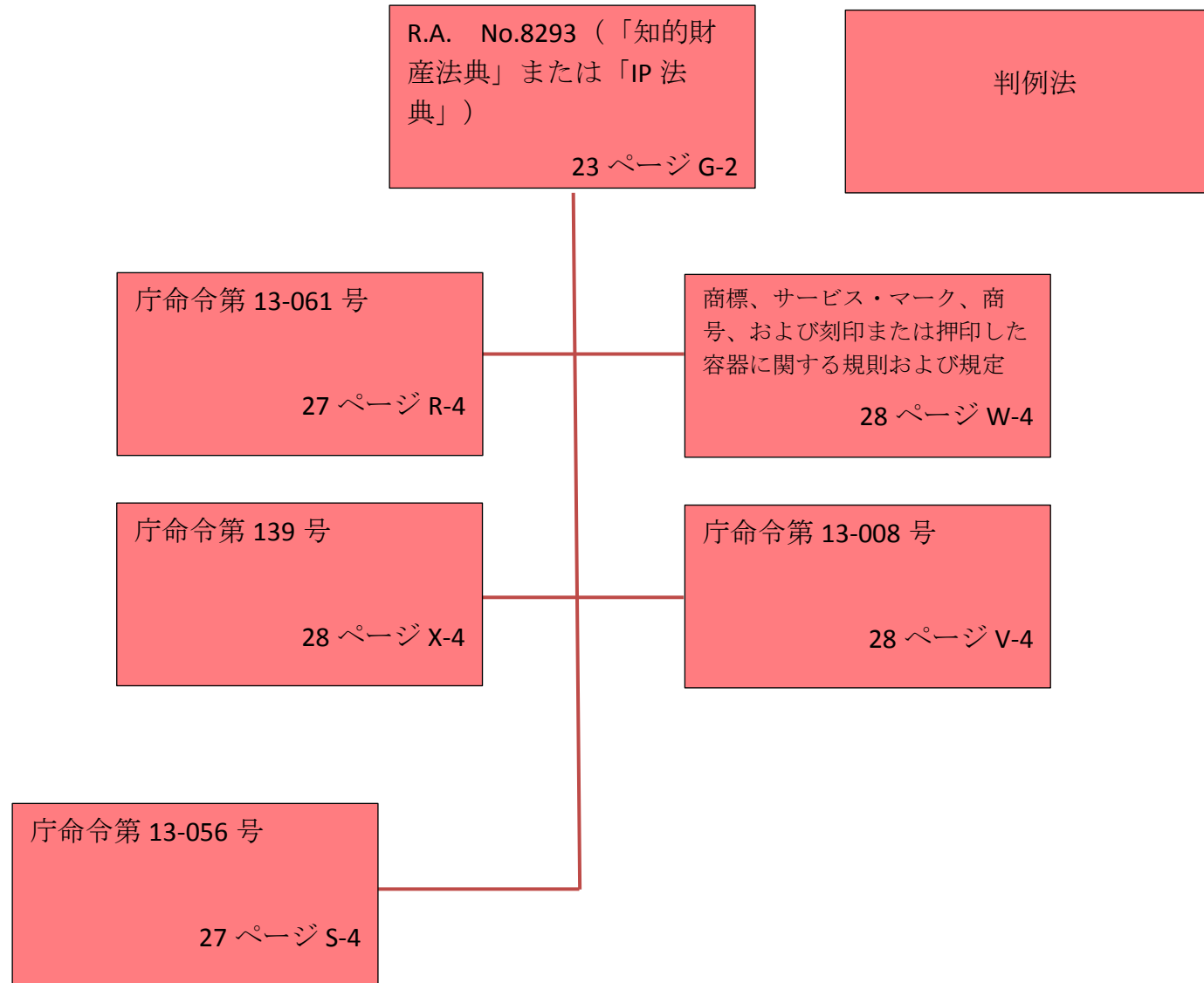
IPOPHL の長は、長官が務め、六つの局を有する。すなわち、(a) 特許局 (Bureau of Patents)、(b) 商標局 (Bureau of Trademarks)、(c) 法務局 (Bureau of Legal Affairs)、(d) 文書・情報・技術移転局 (Documentation, Information and Technology Transfer Bureau)、(e) 管理情報システム・EDP 局 (Management Information System and EDP Bureau)、および (f) 総務・財務・人事業務局 (Administrative, Financial and Personnel Services Bureau) である。2013 年 2 月 28 日、R.A. No. 8293 は、共和国法第 10372 号により修正され、7 番目の局である著作権および著作隣接権局 (Bureau of Copyright and Other Related Rights) が追加された。

IP 法の枠組みの要約／統合を示す図

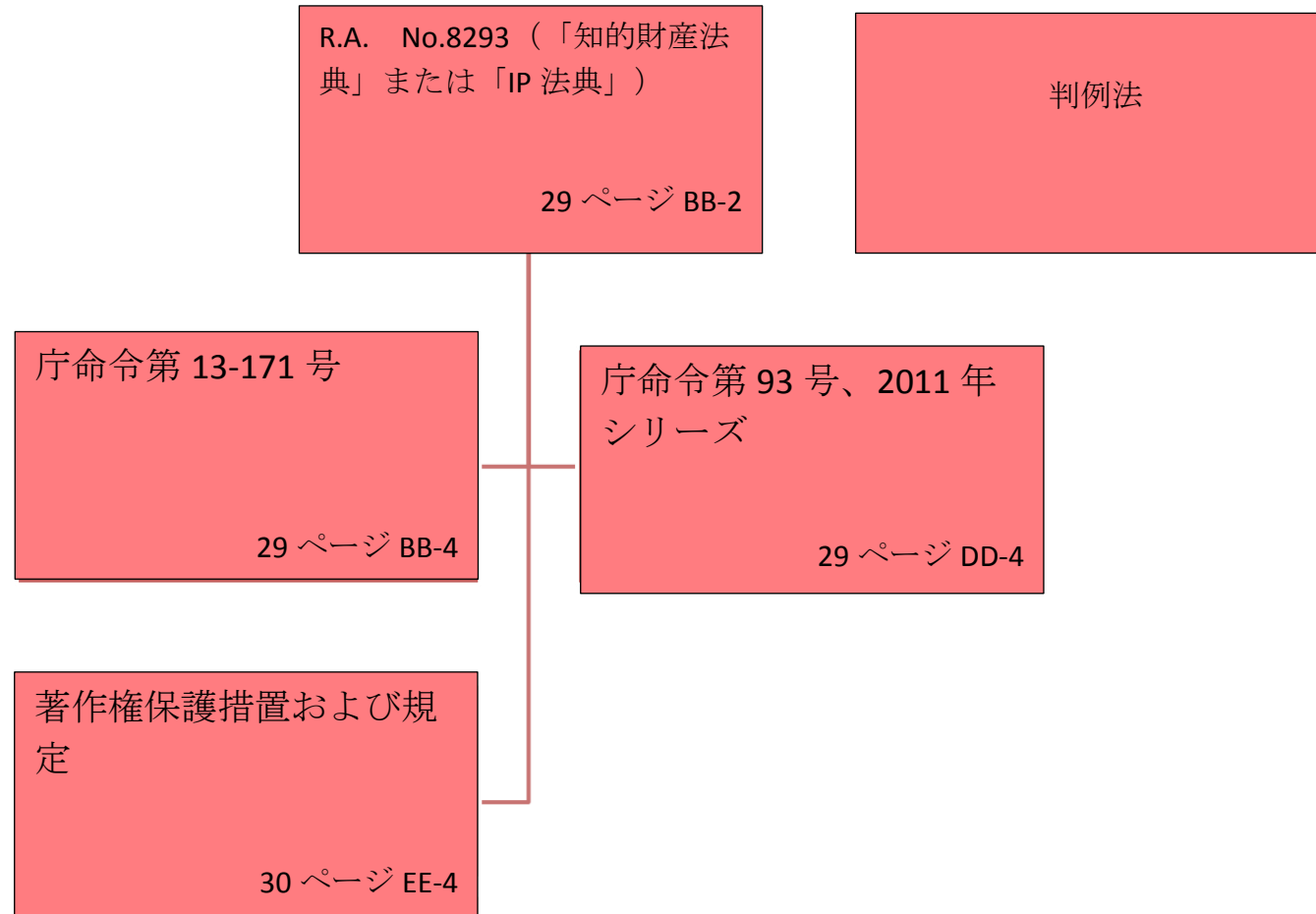
特許



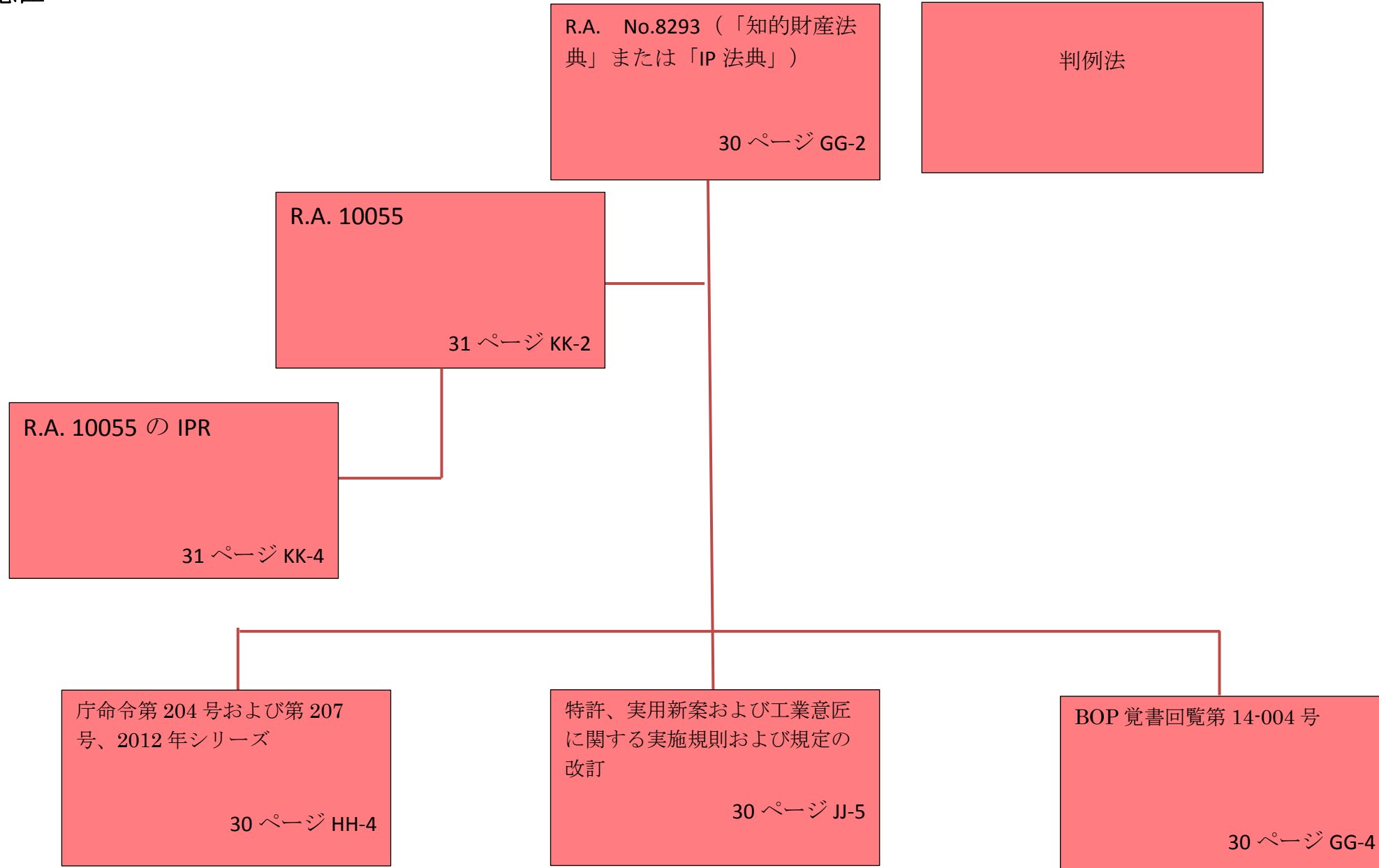
商標



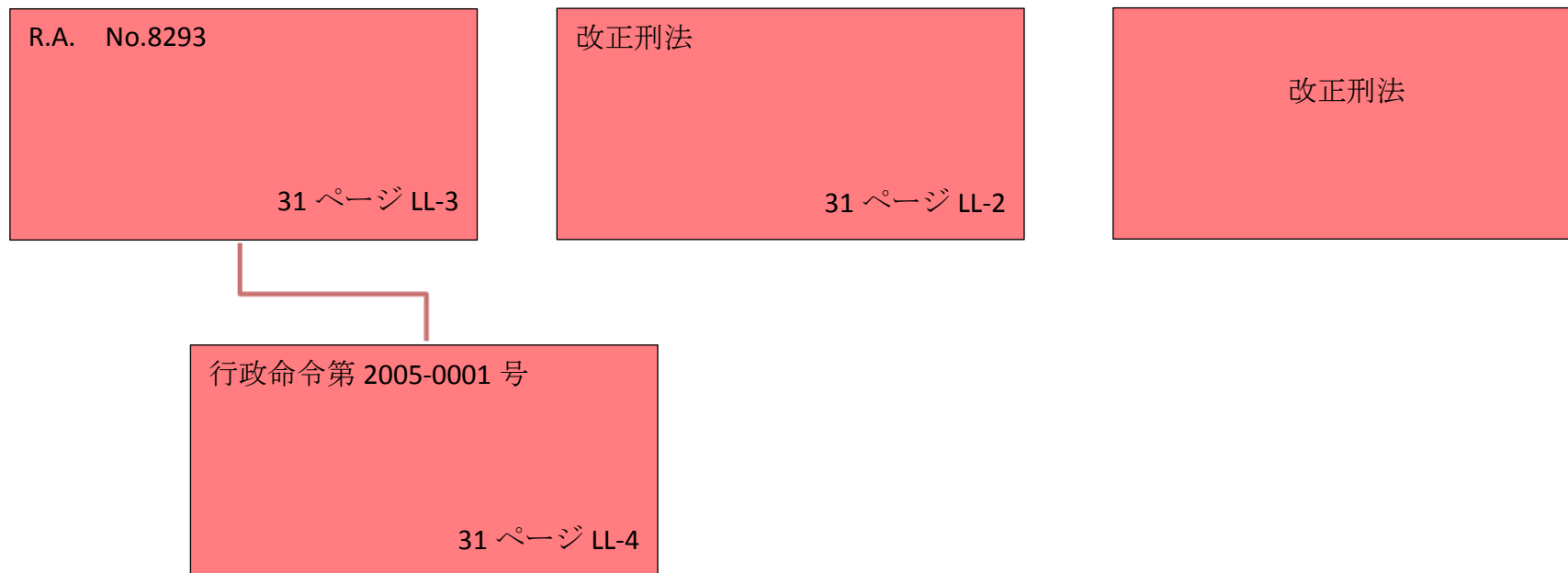
著作権



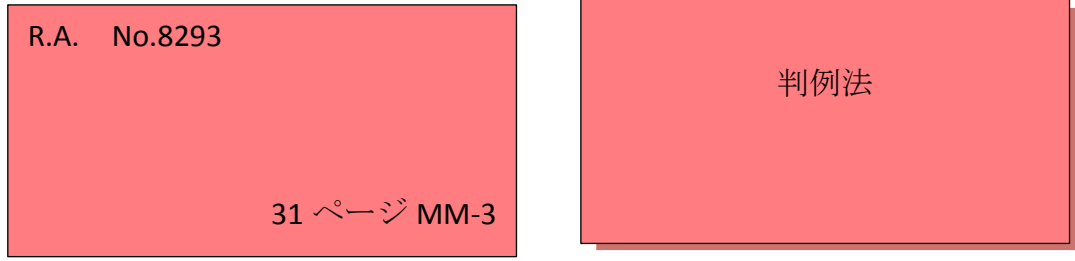
工業意匠



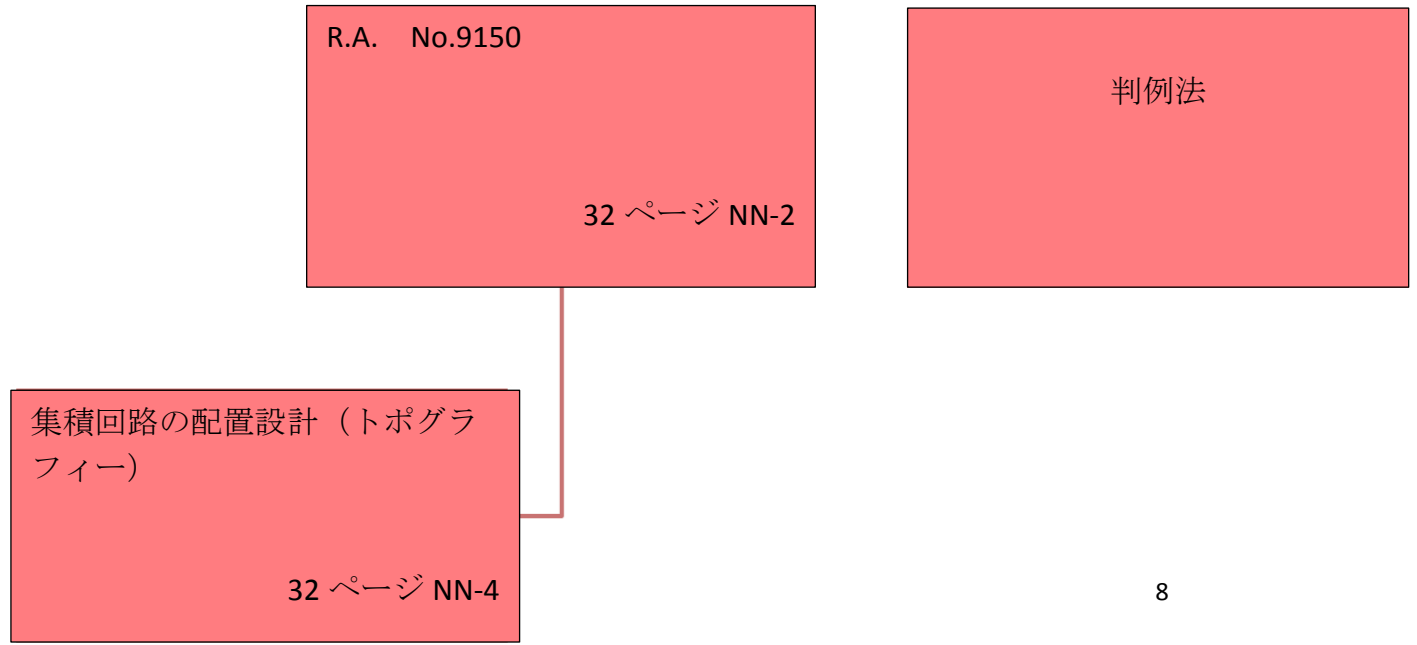
トレード・シークレット



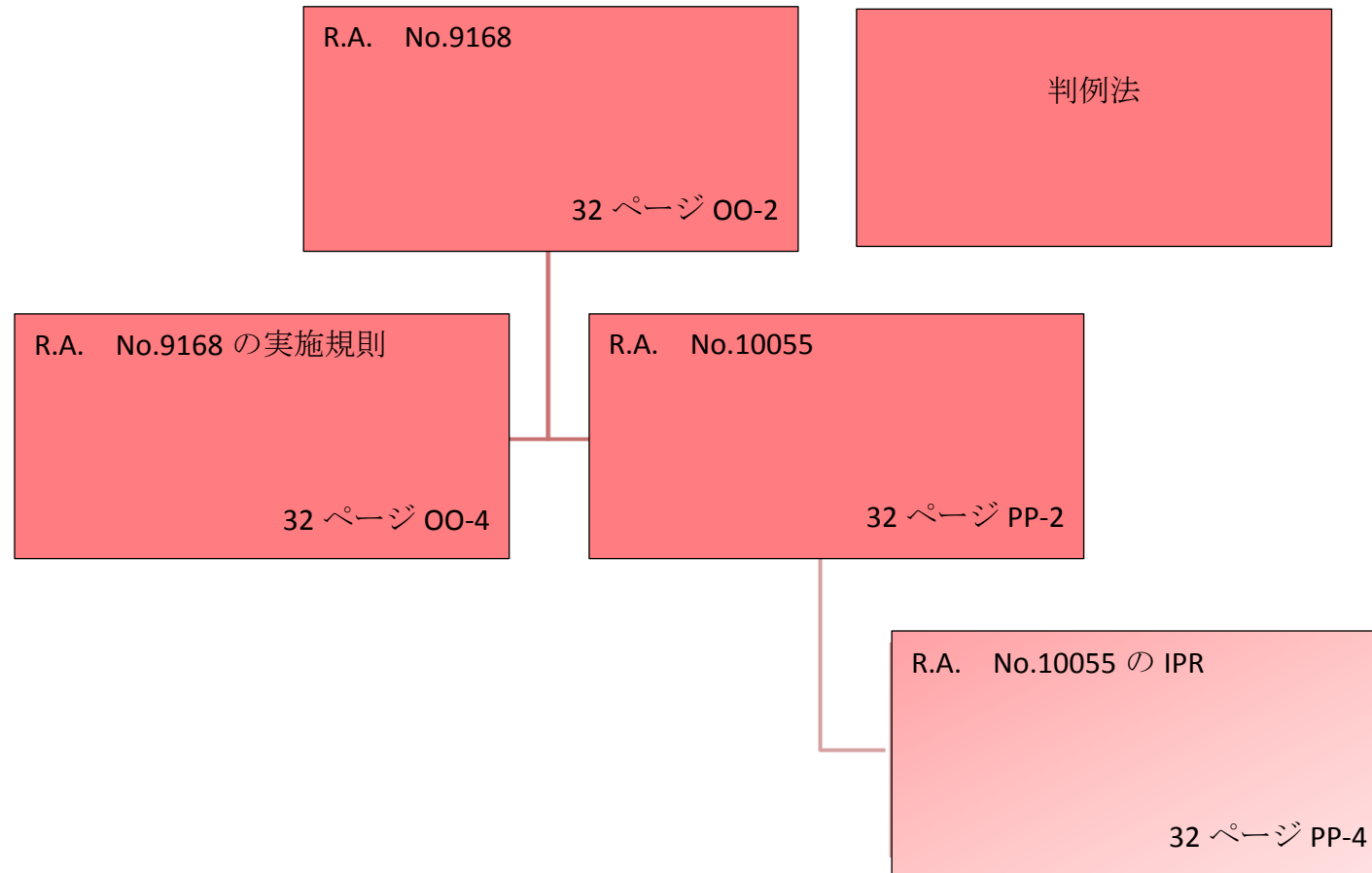
地理的表示



集積回路の配置設計

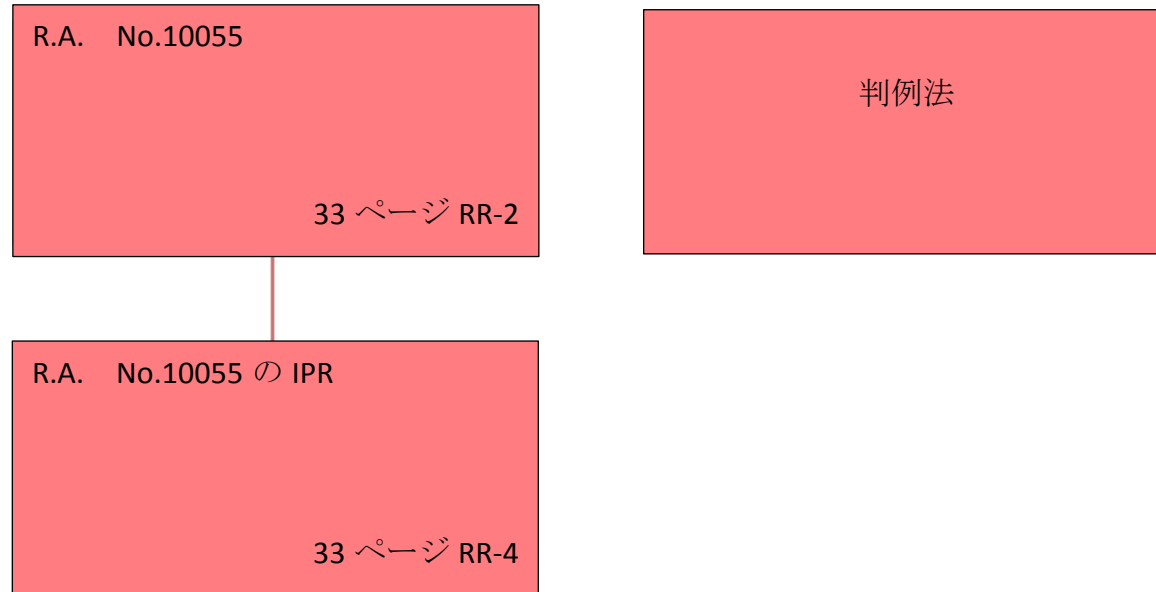


新品種

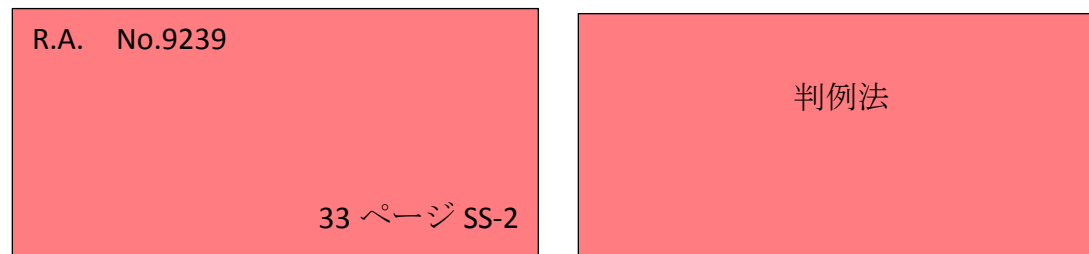


IP 規定を定めた一般法

フランチャイズ



光ディスク



商品表示

E.O. No. 913、 s.1983 33 ページ VV-2	R.A. No. 8970 33 ページ WW-2	R.A. No. 623 34 ページ XX-2	R.A. No. 7394 33 ページ UU-2	判例法
--	------------------------------	-----------------------------	------------------------------	-----

デジタル署名

R.A. No.8792 35 ページ DDD-2	判例法
------------------------------	-----

コンピューター犯罪法

R.A. No.10175
35 ページ EEE-2

判例法

反競争

法第 3247 号
35 ページ FFF-2

判例法

フィリピンの法的枠組みの概要

フィリピンの法制度は、植民地時代にスペインと米国から採択した法と制度の産物である。しかし、共和国として独立した後、フィリピンは、国民に向けて固有の法制度を独自に展開してきた。

法制度をより深く理解するため、フィリピン政府の構造は、行政、立法および司法の三権分立であることに留意することが重要である。行政権は、その長を大統領とし、法律の施行を担う。立法権は、下院と上院として知られる二つの立法機関（以下「議会」と総称する）で構成され、法律を制定および作成する。司法権は、最高裁、および議会が設定する下級裁判所に帰属し、法律を解釈する。

フィリピン法の階層において、憲法が最高法規であるとみなされる。現在有効な憲法は、1987年フィリピン共和国憲法であり、これは1987年2月2日に発効した。ただし、1970年には、最高裁はすでに、*Mutuc 対 COMELEC 事件, 146 Phil 798 (1970)*において、憲法が最高法規であるとする厳格な理論を説明していた。かかる事件において、裁判所は、一般法の有効性の基準を定めた基本法としての憲法概念は、最高位の高官または最低位の役職者からの審理であるかを問わず、フィリピンの統治制度の前提であると説明している。さらに、憲法は、「法の原則への忠誠を表すものであり、法の階層における最上位レベルを占める憲法に優先権が与えられる」と追加している。三権を担当する機関は、それぞれに委ねられた職務を果たす際に、憲法の定めに従うほかに、憲法が課す制限事項はいかなるものであれ、遵守する必要がある。議会は、法の制定において、自らの権限に対する制限が、実質的であるか公式であるかを問わず、超越することがないように注意しなければならない。

憲法に次いで、フィリピン法は、通常、議会による制定法で構成される。これにより、国がコモンロー法の法域ではなく、シビルローの法域となる。それにもかかわらず、フィリピンはさらに、先例拘束の原則等、いくつかのコモンローの原則を採択したため、最高裁による過去の判決もフィリピンの法律の一部となっている。

フェルディナンド・マルコス政権では、フィリピン法は、（議会により可決された場合は）*Batas Pambansa* および（大統領により作成された場合は）大統領令と呼ばれていた。現在は、議会が可決した法律は、「共和国法」または「R.A.」と呼ばれる（例えば、R.A. No. 8293等）。

法の階層の3番目は、行政規則および発布である。行政機関の下にある規制機関および政府省庁も、法律効力を有する規則を発行する。ただしこれらは、厳密な意味では法律ではない。これらは通常は、議会が制定する法律を単に実施するものであるため、実施規則または行政規定と呼ばれるのが一般的である。かかる規定の法的な権限は、議会がかかるとする権利を委譲した機関の権限に由来する。

その他の法源は、最高裁が言い渡した判決である。憲法は、最高裁の権限を政府措置の審査および最高裁に提起された紛争解決に制限しているが、最高裁の判決は現在も、法に何が記載されているかを解釈するものであるため、フィリピンの法律の一部を構成する。

ただし、下級裁判所が言い渡す判決は、かかる効力を有しない。

解釈の対象である法律の大半が外国の法域から採択されたものである場合等、特定の場合において、かかる外国の法域の判例法も、提起された事件の解決において、フィリピンの最高裁により適用される場合がある。例えば、フィリピン IP 法典 (RA No. 8293) はその大半が米国法から採択されたため、事案につきフィリピンの判例がない場合、米国の判例に依拠する。

ただし、憲法はさらに、最高裁に準立法的権限を付与していることに留意するものとする。かかる規定に基づき、最高裁は、憲法上の権利の保護および執行、裁判所の審理、法律の実務ならびに恵まれない人に対する法的支援において、規則制定の権限を付与される。このように、最高裁は、効力および法の効果を有する規則を制定する、行政機関としての形を取る。

別の法源は、国際法である。フィリピン憲法[第II条第2項](#)に基づき、一般的に認められている国際法の原則も、フィリピンの法の一部を構成する。ただし、一部の憲法専門家の意見によると、フィリピン法と国際法の間には和解しがたい紛争が生じた場合、前者が優先するとしている。

最後に、フィリピンは、複数の政治的単位、すなわち、州 (province)、市 (city)、町 (municipality) およびバランガイ (barangay) に細分されるため、別の法源は、現地の法律または「条例」となる場合がある。条例は、現地自治に関連する特定の限られた主題を対象としている。ただしこれらは、憲法および議会が可決した法律に違反してはならず、関連する法域においてのみ効力を有することができる。

つまり、以下がフィリピンの法源である。

1. 憲法
2. 共和国法
3. 行政規定 (実施規則)
4. 判例法
5. 国際法
6. 現地の条例

IP法の枠組みの概要

著作権法

以下の法律は、フィリピンの著作権に適用される。

1. 1879年1月10日付スペインの知的財産法は、1879年1月12日、マドリッドで発行された。
2. スペイン著作権法は、1887年5月5日付国王令（Royal Decree）によりフィリピンで発効した。
3. 米国著作権法は、スペインが1898年12月10日にパリ条約に基づきフィリピンを米国に譲渡した際に、フィリピンにおいて執行された。
4. 最初の知的財産法である法第3134号は、1924年3月6日、フィリピン立法府により可決された。これは、米国著作権法を模範としたものである。
5. 別途フィリピンの民法としても知られる R.A. No. 386（1949年）のうち、特に第721条ないし第724条は、知的創造に関する規定に関連している。
6. 大統領令第49号「知的財産令」は、戒厳令下の1972年12月15日に可決された。
7. 大統領令第285号「教育科学文化に関する書籍および資料の価格が法外となり、国益を害する場合の暫定的または緊急時の措置としての強制ライセンスまたは再版の許可（“Authorizing the Compulsory Licensing or Reprinting of Educational Scientific or Cultural Books and Materials as a Temporary or Emergency Measure Whenever the Prices Thereof Become So Exorbitant as to be Detrimental to the National Interest）」が1973年9月3日に発効した。
8. 共和国法第8293号「知的財産法典を制定し、知的財産庁を設立する法（An Act Prescribing the Intellectual Property Code and Establishing the Intellectual Property Office.）」は、1997年6月6日に可決され、1998年1月1日に発効した。
9. 共和国法第8792号「電子商取引および非営利取引の許可および使用、その不法な使用に対する罰則を定め、またその他の目的の法（An Act Providing for the Recognition and Use of Electronic Commercial and, Non-Commercial Transactions, Penalties for Unlawful Use Thereof, and Other Purpose）」（一般的にEコマース法として知られている）は、2000年6月14日に法律として成立し、一方その電子商取引法の実施規則および規定は、法律の承認から1カ月後の2000年7月13日に発効した。

R.A. No. 8293 フィリピン知的財産法典は、商標、特許および著作権に関する従前のすべての法を成文化したものである。同法に基づき、著作権は、「表現方法または表現形式」ならびにその内容、品質および目的にかかわらず、創作の時点から、著作者または創作者に付与される。既存の著作権法は主に、有形または印刷された文芸著作物および芸術著作物を対象としている。

同法は、著作権の形での法的保護を、以下を含む原著作物の権利所有者に拡大適用している。

- (a) 書籍、パンフレット、記事およびその他の書面
- (b) 定期刊行物および新聞
- (c) 口頭伝達するために作成された講義、説教、演説、論述（書面またはその他の資料形式で構成されるか否かを問わない）
- (d) 書簡
- (e) 脚本または作曲

- (f) 舞踊または無言劇の著作物
- (g) 歌詞の有無を問わない作曲
- (h) 素描、絵画、建築物、彫像、彫刻、リトグラフィーまたはその他の芸術著作物
- (i) 芸術著作物のモデルまたは意匠
- (j) 製品のオリジナルの美的意匠またはモデル（工業意匠またはその他の応用美術作品として登録できるか否かを問わない）
- (k) 地理、地形、建築または科学に関するイラスト、地図、計画、略図、表および三次元著作物
- (l) 科学的または技術的な特徴を有する図面または塑性著作物
- (m) 写真著作物（写真撮影に類似するプロセスにより製作される著作物を含む）
- (n) スライド
- (o) 視聴覚著作物、映画著作物および映画撮影に類似するプロセスまたは音声・動画撮影のためのプロセスにより製作される著作物
- (p) 画像イラストおよび広告
- (q) コンピューター・プログラム、ならびに
- (r) その他の文芸的、学術的、科学的小および芸術的著作物

著作権は、以下の行為を実施、許可または防止する権利で構成される。

- (a) 著作物または著作物の実質的な部分の複製
- (b) 著作物の変換
- (c) 著作物の貸与
- (d) 著作物の一般公開
- (e) 著作物の一般公演
- (f) その他、著作物の公衆への伝達

著作物は、表現方法または表現形式、内容、品質および目的にかかわらず、その創作の時点から保護される。知的財産法典は、「著作者」を著作物を創作した人であると定義している。よって、フィリピンにおいて著作権登録を申請する際に、著作物の著作者に指定される人は、自然人でなければならない。

フィリピンの著作権制度に基づく権利には2種類ある。すなわち、経済的権利と著作者人格権である。経済的権利は、以下の行為を実施、許可または防止する作品の創作者または著作者の独占的権利で構成される。

- (a) 著作物または著作物の実質的な部分の複製
- (b) 著作物のドラマ化、翻訳、翻案、要約またはその他の変換
- (c) 著作物の原著作物およびその各複製物の最初の公衆への配布
- (d) 貸与
- (e) 著作物の原著作物およびその各複製物の一般公開

- (f) 著作物の一般公演
- (g) その他の著作物の伝達

著作者人格権は、経済的権利とは独立している。これは譲渡不可能であり、ライセンスの対象となり得る。著作者人格権により、著作者および創作者は、自らと著作物の関係を保護するための措置を取ることができる。また以下の権利を含む。

- (a) 著作物の著作者として自らを表示するよう要求する権利
- (b) 発表前に自らの著作物に変更を行うか、発表を保留する権利
- (c) 自らの著作物の変形、損傷もしくはその他の変造、または自らの著作物に関するその他の軽蔑的な行為に対し異議を申し立てる権利
- (d) 自らが創作したものではない著作物または自らの著作物の変型版に関して自らの氏名の表示を差し控える権利

批評、コメント、新聞報道、教育（教室で使用するための限られた数のコピーを含む）、学問、研究および類似の目的による著作権で保護された著作物の公正な使用は、著作権の侵害にはあたらない。特定の状況において著作物の使用が公正な使用であるか否かを判断する際に、以下の事項を検討するものとする。

- (a) 使用の目的および特徴（かかる使用が商業的な特徴をもつか、非営利的な教育目的であるかを含む）
- (b) 著作権で保護された著作物の性質
- (c) 著作権で保護された著作物全体と比例して、使用される部分の数量および実質性
- (d) 著作権で保護された著作物の潜在的市場または価値に及ぼすかかる使用の影響

保護期間

一般的に、法的な保護は、原著作物または派生著作物の著作者の死亡後 50 年間存続する。写真および視聴覚著作物の場合は、期間は、発表から 50 年間である。

登録

著作権者またはその授権代理人は、以下の文書を提出することで、国立図書館著作権部門（Copyright Division of the National Library）または知的財産庁（Intellectual Property Office）への登録証明書、および著作物の納本の申請を行うことができる。

- (a) 正当な公証人の証明を受けた著作権申請書および宣誓書
- (b) 申請対象の文書の写し 2 通
- (c) 出願人／所有者が著作物の著作者ではない場合、公証人の証明を受けた譲渡証書の認証コピー

(d) 出願人の事業登録証明書の写し

(e) 該当する場合は、代理人のための委任状（POA）（フィリピンの知的財産庁に提出する場合は、POAに署名する権限を証明するための取締役会の決議／秘書役の証明書を添付しなければならない）

上記文書要件に加えて、出願人はさらに、最初に印刷を完了した日付、場所および人／事業体、ならびに著作物がフィリピンで最初に発表されたまたは売却された日、場所および人／団体に関する情報を提供しなければならない。

著作物の著作権者もしくは創作者、その相続人または譲受人は、本人によりまたは正当な授権代理人を通じて申請を行うことができる。外国人は、登録申請を許可されるが、非居住者である出願人は、申請または登録に関する司法手続または行政手続に関する通知または令状送達を受けることができる、居住者である正当な授権代理人が代理しなければならない。

商標法

商標は、企業の商品（商標）または役務（サービス・マーク）を識別できる可視標識であり、商品の刻印または押印した容器を含むものとする。知的財産法典には、登録不可能なマークが列挙されている。すなわち、(a) 不道徳、虚偽的もしくは中傷的なもの、(b) フィリピンもしくはその行政的小区域または外国の国旗もしくは紋章またはその他の記章、またはそれらの偽造で構成されたもの、(c) 特定の生存する個人を特定する名前、肖像画または署名（ただし、同人の書面による同意を得た場合はこの限りではない）で構成されるもの、(d) 商品そのものの技術的要素もしくは性質またはその本質的価値に影響を及ぼす要素により必要とされ得る形で構成されるもの、(e) 所定の書式で定める場合を除き、色のみで構成されるもの、または (f) 公の秩序もしくはモラルに反するもの。

色または色の組み合わせのみは、所定の書式に定める場合を除き、登録不可能である。三次元商標および団体商標は登録可能である。証明商標、連合商標または連続商標は、フィリピンでは適用されない。

マドリッド議定書は、2012年7月25日にフィリピンで発効した。よって、外国事業体は、マドリッド議定書に基づきフィリピンで自らの商標保護を求めることができるが、現地の要件（特に実際の使用の宣言の提出）を遵守することを条件とする。

フィリピンは、パリ条約の締約国であり、外国民に対し、知的財産法典の利益を拡大適用している。かかる利益には、パリ条約の他の締約国において有名な商標の複製、模造または翻訳で構成される商標の登録を拒否するまたは取り消すことを含む。最先出願が、後の出願に優先するものとする。後の同一の出願は、先行出願／登録を理由に却下されることがある。ただし、商標の発表時に、（別の法域における先使用または先行登録により）ある商標に優先する権利を証明する当事者は、かかる商標の登録申請に対して異議を申し立てることができる。取消訴訟は、費用はかかるが、可能である。

地理的表示（GI）は、知的財産法典において認められ、定められている。ただし、GIの登録実施の指針となる既存の規定はない。よって、一部所有者は、商標としてGIの登録を行う場合がある。フィリピンにおいて商標としてGIの登録を試みていない者は、そのGIの悪意の登録の可能性が生じるリスクに直面することになる。

保護期間は、登録日から10年間とするが、申請書提出日から3年以内、および登録日の5年目の応当日から1年以内に、実際の使用の宣言を提出することを条件とする。

特許法

特許は、人間の活動のあらゆる分野における問題に対し、新規性および進歩性があり、産業上利用可能な技術的解決を発明した人に付与される権利である。特許は、その所有者に対し、権限を有しない人または事業体が、特許製品の製造、使用、販売申込、販売または輸入を行うことを制止、禁止および回避する独占的権利を付与する。特許の内容がプロセスの場合、付与される権利は、権限を有しない人または事業体がプロセスを使用すること、またかかるプロセスから直接もしくは間接的に取得した製品の製造、取引、使用、販売もしくは販売の申込、または輸入を行うことを制止、禁止および回避する権利をいう。

フィリピンは、先願主義に従っている。よって、同じ発明について2以上の出願書が提出された場合、特許権は、最も早い出願日または優先日に提出した出願人に帰属するものとする。

上記にかかわらず、以下は特許取得不可能である。

- (a) 発見、科学的理論および数学的方法
- (b) 精神的行為の実施、ゲームのプレイ、事業の実施およびコンピューター・プログラムの構想、規則および方法
- (c) 外科手術または療法により人間または動物の身体を治療する方法、ならびに人間または動物の身体に対して実施する診断方法。この条項は、かかるいずれかの方法において使用するための製品および組成には適用されないものとする。
- (d) 品種、動物育種、または本質的に、植物もしくは動物の育成のための生物学的プロセス。この条項は微生物、ならびに非生物学的および微生物学的プロセスには適用されないものとする。
- (e) 美的創作
- (f) 公の秩序もしくはモラルに反する何らかの事項

化学組成は、特許取得可能である。医薬品は、特許取得可能であるが、既知の薬品および薬剤の二次的な使用は特許取得不可能である。

外科手術および療法による人間の身体の治療、ならびに人間の身体で実施される診断方法も、特許取得不可能である。

生物学的物質は、植物および動物を除き、特許取得可能である。品種は、特許取得不可能であるが、2002年植物品種保護法（Plant Variety Protection Act）に基づき保護される。

廉価医薬品法（Cheaper Medicines Act）により導入される知的財産法典の修正に基づき、以下は、特許保護から除外される。

- 既知の物質のうち、かかる物質の既知の効能が拡張することにはならない新たな形式または新たな性質
- 既知の物質の新たな性質もしくは新たな用途、または既知のプロセスの単なる使用。ただし、かかる既知のプロセスにより、少なくとも一つの新たな反応物を利用した新製品が生じる場合はこの限りではない。

あらゆる形式の知的財産権（特許を含む）のライセンス許諾は、知的財産法典に基づく「技術移転協定」（TTA）の定義に該当する。TTA を執行可能にするためには、特定の強行規定を含め、特定の禁止条項を排除しなければならない。

その他の種類の特許には、実用新案および工業意匠がある。実用新案は、発明性に欠けるが、新規性があり、産業上利用可能な発明を含む。工業意匠は、ライン、パターンまたは色に関連するか否かを問わず、製品に美的外観および好感もてる外観を与える製品の形、形状、形体またはそれらの組み合わせの装飾上の特徴に関して、新たなまたはオリジナルの創作でなければならない。

製品のオリジナルの美的意匠またはモデル（工業意匠として登録できるか否かを問わない）も著作権保護が可能である。よって、オリジナルの装飾作品は、工業意匠登録と著作権の両方に基づいて保護される。

パリ条約および TRIPS の他に、フィリピンは、特許協力条約（PCT）および特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約の締約国である。PCT により、フィリピンにおける外国企業の特許取得が容易になり、費用削減が可能になる。

保護期間

特許保護は、年金の支払を条件として、出願書の提出から 20 年間存続する。実用新案の登録期間は、出願日後 7 年間であり、更新不可能である。工業意匠登録は、出願日から 5 年間であり、更新料金を支払うことで、それぞれ 5 年間の期間につき連続 2 回更新可能である。合計期間の上限は、15 年間である。

登録

特許出願は、以下のものが IPOPHL に提出された時点をもって出願日とする。

- (a) フィリピン特許を求める旨の明示的または黙示的な表示（フィリピン特許付与の申請書を提出する必要がある）
- (b) 出願人を特定する情報
- (c) フィリピン語または英語による発明または 1 もしくは複数の請求事項の説明

特許付与の申請書には、以下を記載するものとする。

- (a) 特許付与の申立
- (b) 出願人の住所氏名
- (c) 発明のタイトル
- (d) 発明者の氏名
- (e) 条約による優先権の請求がある場合、ファイル番号、原産国および出願書が最初に提出された国の出願日を記載するものとする。
- (f) 居住者である代理人／代表者（もしあれば）の住所氏名
- (g) 出願人または居住者である代理人／代表者の署名

出願要件の要件がすべて満たされた場合、かかる出願は、提出から 18 カ月後に公表され、その後、実体審査が行われる。特許出願の公表後、いかなる人も、発明の特許可能性に関する見解を書面にて提示することができる。かかる見解は、出願人に伝えられ、出願人は、これに対してコメントを出すことができる。審査官が、特許出願の対象である発明が新規性および独創性があり、産業上利用可能であると判断した場合、かかる発明に対して特許が付与される。

特許権は、発明者、その相続人または譲受人に帰属する。2名以上の人々が共同で発明を行った場合、特許権は、全員が共同で有するものとする。外国人または非居住者は出願できるが、出願または登録に関する司法手続または行政手続に関する通知または令状送達を受けられる現地の代理人を任命しなければならない。

トレード・シークレット

フィリピンには、トレード・シークレットを定義した法律はない。ただし、最高裁は、*Air Philippines Corp. 対 Pennswell Inc.* 事件（G.R. No. 172835、2007年12月13日、BlackのLaw Dictionaryから用語の定義を採択）「トレード・シークレットとは、その所有者およびその開示を受ける必要のあるかかる所有者の従業員のみが知悉している、計画またはプロセス、ツール、メカニズムまたは複合であると定義される。」また、R.A. 7394または消費者保護法（Consumer Protection Act）および改正刑法第292等、トレード・シークレットの曝露を禁止し、罰する法律もある。

知的財産法、修正およびガイドラインの一覧表

	1	2	3	4	5	6
A	IPの種類	法律、発効日	修正	規則、発効日	修正	公式ガイドライン／マニュアル／省庁通達
B	特許	共和国法第 165 号 (R.A. No. 165) (「特許事務所の開設、その権能および義務の規定、特許発行の規制およびその資金の割当に関する法」) 1947年6月20日	R.A.No. 637 (「共和国法第 165 号の第 10 条、第 15 条、第 16 条、第 55 条、第 57 条、第 58 条、第 59 条、第 60 条および第 78 条を修正し、ならびに新たな規定第 27 条 A および第 41 条 A を追加する法」) 1951年6月9日	該当なし		行政命令第 94 号 (「フィリピン特許制度を更新するための委員会の設立」) 1967年11月20日
C			R.A. No. 864 (「共和国法第 165 号の第 28 条、第 33 条、第 61 条、第 62 条、第 74 条および第 75 条を修正する法」) 1953年6月16日	該当なし		大統領令第 721 号 (「貿易省の再構成による統合再建計画第 IX 部を更に修正」) 1975年6月2日
D			P.D. No. 1263 (「別途特許法としても知られる共和国法第 165 号の一部を修正する命令」) 1977年12月14日	該当なし		E.O. No. 133 (「貿易産業省、その附属機関の再編成、およびその他の目的による命令」) 1987年2月27日

E						省令第5号および第6号（「特許および商標事件における施行規則ならびに技術移転登録の手續規則」） 1993年3月15日
F		R.A. No. 5434 （「特許事務所の統一手續について定める法」） 1968年9月9日				
G		R.A. No. 8293 （「知的財産法典」） 1998年1月1日	R.A. No. 9502（「廉価医薬品法」） 2008年6月21日 R.A. No. 10372（「共和国法第8293号の特定の規定を修正する法」） 2013年3月22日	R.A. No. 9502の規則および規定の実施 2008年11月21日		行政命令 No. 2005-0001（「医薬品の登録に関する特許およびトレード・シークレット権に適用される方針およびガイドラインの改訂」） (2005)

H				<p>庁命令第 14-016 （「フィリピンの知的財産庁（IPOP HL）と米国特許商標庁（USPTO）の特許審査ハイウェイ（PPH）パイロット・プログラムの継続」） 2014 年シリーズ</p>		
I				<p>庁命令第 67 号 （IPOP HL-JPO 特許審査ハイウェイの実施） 2012 年シリーズ</p> <p>庁命令第 289 号 （IPOP HL-JPO 特許審査ハイウェイの実施） 2012 年シリーズ</p>	<p>庁命令第 13-10 号 （「IPOP HL-USPTO 特許審査ハイウェイ 2.0 プログラムの修正」） 2013 年シリーズ</p>	
J				<p>庁命令第 85 号 （「ASEAN 特許審査協力（ASPEC）プログラムの手続規則」） 2012 年シリーズ</p>	<p>庁命令第 13 号 （「ASEAN 特許審査協力（ASPEC）プログラムの手続規則修正」） 2013 年シリーズ</p>	
K				<p>庁命令第 204 号 （「特許、実用新案および工業意匠出願に関するコミ</p>		

				ユニティ審査 (CR) 手順の実 施」) 2012 年シ リーズ		
L				庁命令第 73 号 (「JUAN'S Thousand Inventions として 知られる IPOPHL の特許保護奨励策 (PPIP) の制 定」) 2012 年シリーズ		
M				特許、実用新案お よび工業意匠に関 する実施規則およ び規定の改訂 (2011)		
N				発明に関する規則 および規定 (庁命 令第 121 号により 修正) 2008 年シリーズ		
N-1		R.A. No. 10055 (「2009 年技術 移転法」) 2010 年 5 月 8 日		R.A. No. 10055 の 実施規則および規 定 2010 年 9 月 8 日		

O	商標	R.A. No. 166 （「商標、商号 およびサービ ス・マークの登 録および保護を 定め、不正競争 および虚偽表示 を定義し、これ らに対する救済 措置を規定し、 またその他の目 的での法」） 1947年6月20 日	R.A. No. 638（「共和国 法第166号の第4条およ び第37条を修正し、な らびに新たな規定第2-A 条、第9-A条、第10-A 条、第19-A条および第 21-A条、新たな章第Ii- A主登記および第Iv-A 付記登記を追加する 法」） 1951年6月11日	該当なし		
P			R.A.No. 865（「共和国 法第166号の第2条、第 32条および第39条を修 正する法」） 1953年6月16日			
Q		R.A. No. 8293 （「知的財産法 典」） 1998年1月1日	R.A.No. 9502（「廉価医 薬品法」） 2008年6月21日	庁命令第14-016 （「フィリピンの 知的財産庁 （IPOPHL）と米 国特許商標庁 （USPTO）の間の 特許審査ハイウェ イ（PPH）パイロ ット・プログラムの 継続」） 2014年シリーズ		行政命令 No. 2005-0016（「食品 医薬品局に登録する製品のブラン ド名に適用される一般的な方針お よびガイドライン」）

R			R.A. No. 10372 (「共和国法第 8293 号の特定の規定を修正する法」) 2013 年 3 月 22 日	庁命令第 13-061 号 (「優先権を主張する商標出願」)、2013 年シリーズ	BOT 庁命令第 13-061 号 (「優先権を主張する商標出願に関する庁命令第 13-061、2013 年シリーズの実施ガイドライン」) 2013 年シリーズ	
S				庁命令第 13-056 号 (「商標規則の実際の使用の宣言に関する規定の修正」) 2013 年シリーズ		
T				庁命令第 139 号 (「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書を実施するフィリピン規制」) 2012 年シリーズ	庁命令第 13-054 号 (「規則 20(2)、庁命令第 139 号の修正」) 2012 年シリーズ	
U				庁命令第 163 号 (「マドリッド議定書の手数料」) 2012 年シリーズ		
V				庁命令第 13-008 号 (「標章のタイトルおよび説明に関するガイドライ		

				ン」) 2012年シリーズ		
W				1998年12月1日付商標、サービス・マーク、商号、および刻印または押印した容器に関する規則および規定 (2006年庁令第49号までに修正されたもの) 1998年10月15日		
X				庁令第139号 (「取り消された商標登録の回復」) 2004年シリーズ		
Y				商標規則 (2000年庁令第08号までに修正されたもの)		
Z				自発的ライセンス許諾に関する規則および規定 1998年10月20日		
AA			R.A. No. 10530 (「赤十字、赤新月社および赤菱の記章の使用および保護を定義し、その違反に対する罰則を規定			

			し、その他の目的の法)」 2013年5月22日			
BB	著作権	R.A. No. 8293 （「知的財産法典」） 1998年1月1日	R.A. No. 10372（「共和国法第8293号の特定の規定を修正する法」） 2013年3月22日	庁命令第13-171号、2013年シリーズ、著作権登録および著作権登録納本に関する規則 (2013)		
CC				庁命令第13-173号、2013年シリーズ、（「集中管理団体の認定に関する規則」）		
DD				庁命令第93号、2011年シリーズ、著作権登録および著作権登録納本に関する規則（2011）		
EE				著作権の保護措置および規定 (1999)		
FF		共和国法第8792号（「E コマース法」） 2000年6月14日		RA 8792 の IRR 2000年7月13日		
GG	工業意匠	R.A. No. 8293 （「知的財産法典」） 1998年1月1日		BOP 覚書回覧第14-004号、2014年シリーズ、2014年5月20日 工業意匠出願の公表の延期について		

				(2014)		
HH				庁令第 204 号 （「特許、実用新案および工業意匠出願に関するコミュニティ審査（CR）手順の実施」）（2012）		
II				庁令第 207 号、 2012 年シリーズ （「実施ガイドライン：実用新案および工業意匠（UMID）および発明に関する工業所有権自動システム（IPAS）」）		
JJ				知的財産庁令第 09 号（2000 年）、2000 年 5 月 12 日付実用新案および工業意匠に関する規則および規定の修正（廃止）	特許、実用新案および工業意匠に関する実施規則および規定の改訂（2011） 2012 年 2 月 2 日	
KK		R.A. No. 10055 2009 年技術移転法 2010 年 5 月 8 日		R.A. No. 10055 の 実施規則および規定 2010 年 9 月 8 日		
LL	トレード・シークレット	改正刑法 第 187 条 1932 年 1 月 1 日	R.A. No. 8293、第 239 条 1998 年 1 月 1 日	行政命令 No. 2005-0001（「医薬品の登録に関する		

				る特許およびトレード・シークレット権に適用される方針およびガイドラインの改訂」) 2005年1月3日		
MM	地理的表示	No. 8293、修正		地理的表示 (Gis) は、フィリピン知的財産法典において認められ、定められている。ただし、Gis の登録実施の指針となる既存の規則はない。		
NN	集積回路の配置	R.A. No. 9150 （「集積回路の配置（トポグラフィ）の保護について規定し、かかる目的で共和国法第8293号のある種の条項を修正する法」）、2001年8月6日		集積回路の配置（トポグラフィ）に関する規定 2002年2月28日		
OO	新品種	共和国法第9168号（「2002年フィリピン品種保護法」） 2002年7月19日		「2002年フィリピン品種保護法」の実施規則および規定（行政命令第7号、2003年シリーズ） 2003年2月20日		

PP		R.A. No. 10055 （「2009年技術 移転法」） 2010年5月8日		RA 10055 の IRR 2010年9月8日		

IP 規定を定めた一般法の一覧

	1	2	3	4	5	6
QQ	IPの種類	法律、発効日	修正	規定	修正	公式ガイドライン /マニュアル/ 省庁通達
RR	フランチャイズ	共和国法第 10055 号 （「技術移転法」） 2010 年 5 月 8 日		共和国法第 10055 号の IRR（「共同行政命令第 02-2010 号」） 2010 年 9 月 8 日		
SS	光ディスク	共和国法第 9239 号 （「光メディア法」） 2004 年 2 月 25 日				
TT	取引表示	1987 年憲法第 XIV 条				
UU		共和国法第 7394 号 （「フィリピン消費者法」） 1992 年 7 月 15 日				
VV		執行命令第 913 号、S. 1983 （「規則 - 貿易産業省の規則制定および裁決権利の強化」） 1983 年 10 月 7 日				
WW		共和国法第 8970 号 （「ハード型界面活性剤を含む洗濯洗剤および業務用洗剤の製造、輸入、頒布および販売				

		を禁止し、その違反に対する違約金を定める法」) 2000年10月31日				
XX		共和国法 No. 623 （「適法に刻印または押印した瓶、箱、樽、小樽、バレルおよびその他の類似の容器の使用を規制する法」) 1951年6月5日				
YY		法第 3740 号（「製品、株式、債券等の虚偽広告、虚偽表示または不正商標表示を罰する法」) 1931年5月22日				
ZZ		法第 3815 号（「改正刑法」) 1932年1月1日				
AA A		大統領令第 881 号 （「有害物質のラベリング、販売および頒布を規制する権限を保健相に付与する」) 1976年1月30日				
BB B		法第 3883 号（「事業名法」)				
CC C		共和国法 No. 226 （「営利目的で国連の紋章、公印および名前の使用を禁止する				

		法」) 1948年6月5日				
DD D	デジタル署名	共和国法第 8792 号 （「E コマース法」） 2000年6月14日				
EE E	コンピューター 犯罪法	共和国法第 10175 号 （「サイバー犯罪 法」） 2012年10月3日				
FF F	反競争法	法第 3247 号（取引を 制限する独占・結合を 禁止する法」） 1925年12月1日				

主要な知的財産法および規定の条項

R.A. No. 8293 (「知的財産法典」)

条項	表題	備考
第 I 部 : IPO		
第 3 条	国際条約および相互主義	フィリピンが締約している国際条約を列挙する。
第 4.1 条(a)	定義	著作権は、RA 8293 の第 177 条に列挙する一連の経済権で構成される。
第 4.1 条(b)	定義	商標およびサービス・マークは、RA 8239 第 121.1 条第 III 部で定義される。
第 4.1 条(f)	定義	RA 9150 「回路配置 (トポグラフィ) の保護について規定し、かかる目的で別途フィリピンの知的財産法典として知られる共和国法第 8293 号のある種の条項を修正し、またその他の目的による法」) が RA 8293 の回路配置に関する条項に挿入された。
第 I 部第 4.1 条(f)	定義	<p>自発的ライセンス許諾に関する規則および規定の規則 1 (O) の相互参照。ここでは、非開示情報を以下のとおり定義している。</p> <p>「(O) 「非開示情報」とは、以下の情報を意味する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) その構成要素の全体として、またはその正確な構造および集合において、該当する種類の情報を通常取引している領域内で公知ではないか、かかる領域内の人が容易に入手できないという点で、秘密の情報 (ii) 秘密であるがゆえに商業的価値のある情報 (iii) 状況により、情報を法的に支配している人により、秘密に保持するための合理的な措置の対象となっている情報
第 4.2 条	TTA	自発的ライセンス許諾に関する規則および規定の規則 1 (N) は、著作権のライセンス許諾が、体系的な知識の移転に関連する場合に限り、技術移転の取決めであるとみなされると定めている。
第 5 条	知的財産庁 (IPO) の任務	
第 6 条	IPO の機構	RA 10372 により修正。7 番目の局である著作権および著作隣接権局が追加された
第 7.1 条	長官および長官代理- 任務	<p>長官および長官代理のある種の任務が、以下のとおり追加された。</p> <p>「執行機能を実施し、とりわけ、フィリピン国家警察 (Philippine National Police)、国家捜査局 (National Bureau of Investigation)、税関 (Bureau of Customs)、光メディア委員会 (Optical Media Board)、および現地政府機関等の関係機関による支援を受ける。</p> <p>庁が受けた報告書、情報または苦情に基づき、合理的な時間中に、知的財産権を侵害する活動および本法の規定に違反する活動に従事している施設および企業を訪問に訪問する。</p>

知的財産権および本法の目的の保護を促進するその他の任務」		
第 8.1 条	特許局	
第 9 条	商標局	
第 9 A 条	著作権および著作隣接権局	著作権および著作隣接権局の機能を列挙している。
第 10 条	法務局	
第 11.8 条	文書・情報・技術移転局	
第 I 部第 15 条	特別な技術的および科学的補助	
第 I 部第 16 条	庁印	
第 17 条	法および規則の出版	
第 19 条	庁の高級職員および一般職員の資格剥奪	
第 II 部：特許に関する法律		
第 21 条	特許を受けることができる発明	<p>給特許法 RA 165 の対応する規定は以下のとおり定めていた。 「第 7 条 特許を受けることができる発明。新規であり、有用な機械、生産品、製造された製品もしくは物質、工程の発明、または上記の改良は、特許可能であるものとする。」</p> <p>発明に関する規則および規定の規則 201 は、発明の法定分類を定めている。すなわち、「発明は、以下に該当するか、以下に関連し得る。a) 有用な機械、b) 製品、c) 工程または上記の改良、d) 微生物、ならびに e) 非生物学的および微生物学的過程」</p>
第 22.4 条	特許を受けることができない発明	
第 22.6 条	特許を受けることができない発明	<p>RA 8293 は、特許を受けることができない発明の範囲を拡大した。RA 165a 第 8 条は、以下のとおりである。</p> <p>"第 8 条 特許を受けることができない発明- 発明は、公序良俗または公衆衛生もしくは福祉に反する場合、本法第 7 条に定める発明に具現化されていない単なる着想、科学原理または抽象的定理である場合、または商品の製造もしくは改良のためのものではない工程である場合、特許を受けられないものとする。</p>
第 24.2 条	先行技術	RA 8293 第 24 条は、RA165a を修正し、「世界中のいずれかの場所で公知となったすべての事項は」先行技術であると定めた。
第 25.1 条(b)	不利にならない開示	
第 26 条	進歩性	

第 27 条	産業上の利用可能性	産業上の利用可能性の定義について定めている。
第 28 条	特許を受ける権利	
第 29 条	先願主義	本条は、同一の発明について 2 以上の出願があった場合、特許を受ける権利は、最先に出願した出願人に帰属すると明記している。
第 30 条	委託によりなされた発明	
第 31 条	優先権	
第 32 条	特許出願	
第 32.1 条	特許出願	
第 32.2 条	特許出願	発明に関する規則および規定の規則 500 は、自然人または法人が特許を出願できると定めている。出願人者が発明者ではない場合、庁は出願人が出願をする権利を有することを示す証拠書類を提出するよう求めることができる。
第 33 条	- 代理人または代表者の選任	
第 35 条	発明の開示および明細書	
第 35.2 条	説明	
第 36 条	クレーム	
第 37 条	要約	
第 38 条	発明の単一性	本条は、「発明の単一性」という用語を導入している。ただしかかる用語はすでに、単一の包括的発明概念を形成する限り、複数の発明を 1 件の出願に含めることを正当化する RA 165a 第 17 条の主要原則となっていた。
第 V 章	特許付与手続	
第 40 条	出願日の要件	
第 41 条	出願日の付与	
第 42 条	方式審査	
第 42.2 条	方式審査	旧法 RA 165a 第 16 条は、不遵守がある場合、出願は拒絶されると定めていた。一方、現在の法では、方式提出要件が規則で決定されるため、方式提出要件に関する指針が削除されている。TACEDI
第 43 条	分類および調査	
第 49 条	出願の補正	
第 52 条	特許の付与の公示	
第 54 条	-特許権の存続期間	RA 165a 第 21 条の修正。特許の有効性および執行可能性は、発行日から起算し、その後 17 年で失効すると

		定められていた。現在は、特許期間は、出願日から 20 年間である。
第 51 条	出願の拒絶	
第 52 条	特許の付与の公示	
第 55 条	年次手数料	年次手数料は、RA165a により納付義務があった。
第 56.1 条	特許の放棄	
第 57 条	庁による誤りの訂正	旧法の以下の定めを繰り返し記載している。 「第 25 条 庁による誤りの訂正。- 長官は、庁の記録に明確に記載されているにもかかわらず庁の責任により生じた特許における誤りについて、手数料を取ることなしに当該特許を記録に一致させるよう訂正する権限を有するものとする。
第 58 条	出願における誤りの訂正	
第 59.3 条	特許における変更	特許変更を要求する所有者の権利について定めている。
第 60 条	補正の様式および公示	第 60 条は、RA 165a の第 27 条に実質的に類似している。現行法第 59 条に定める特許の修正、取消または訂正の新たな事由を追加したため、旧条項から大部分が削除された。
第 61.1 条	特許の取消	利害関係人は、特定の理由で、特許またはそのいずれかのクレームを取り消すことを請求できると定めている。
第 61.2 条	特許の取消	RA 8293 は、特許またはそのいずれかのクレームの取消を請求できる人は、「利害関係」人でなければならないと条件づけている。また、取消請求の申請の模範的な期間を定めていない。その点が、RA165 の第 28 とは異なる。 第 82 条、第 109 条および第 120 条参照。
第 62 条	請求の要件	
第 63 条	審理の告示	本条は、RA 165a 第 31 条を繰り返し記載している。ただし、請求の提出があった旨の公示を IPO 公報で発表する点は除く。
第 66 条	特許またはクレームの取消の効果	本条では、特許の取消の決定または命令は、不服申立が係属中であっても直ちに執行されることになっている。
第 68 条	真実かつ実際の発明者の救済	
第 71 条	特許により与えられる権利	
第 72 条	特許権の制限	RA 9502 により修正。 RA 8293 は、特許により付与される権利の行使に対する制限を拡大したことに留意すること。RA 165a では、第 38 条および第 29 条において二つの制限のみ規定されていた。これらの条項は、現在、第 72.3 条および第 72.5 条に定められている。09accesslaw
第 73 条	先使用者	本条では、発明の先使用者または自らの企業もしくは営業において当該発明を使用するため真摯な準備を行

第 74 条	政府による発明の使用	<p>ってきた先使用者について取り上げている。</p> <p>政府が発明を利用できる場合</p> <p>Joint DOH-DTI-IPO-BFAD AO 01-08（「広く入手可能であり、2008 年廉価で品質の良い医薬品に関する法（Universally Accessible, Cheaper And Quality Medicines Act Of 2008）」としても知られる共和国法 9502 の実施規則および規定を参照のこと。</p>
第 76 条	侵害に対する民事訴訟	特許侵害の定義を定めている。
第 77 条	外国籍を有する者による侵害訴訟	
第 79 条	損害賠償のための訴訟の制限	
第 80 条	損害賠償、告知要件	本条は、製品、製品を宣伝する資料または容器に「フィリピン特許」の文言が当該特許の番号とともに表示されている場合、特許の存在について知っていたものと推定する点で、旧法の定めを繰り返し記載している。
第 81 条	侵害訴訟における防御	
第 83 条	侵害訴訟における査定人	査定人の適格性。裁判所が選任することができる。
第 84 条	侵害の反復に対する刑事訴訟	特許侵害は、判決の確定により侵害に対し刑事責任があると判断されたことのある侵害者が反復して侵害を行った場合に限り発生するものとする。
第 IX 章	自発的ライセンス許諾	自発的ライセンス許諾に関する規則および規定第 35 条参照。
第 86 条	実施料に関する紛争の解決の管轄	
第 87 条	禁止される条項	競争および通商に悪影響を及ぼすものとみなされるものを規定している。
第 88 条	必須の条項	自発的ライセンス契約に含めるべき必須の条項
第 89 条	許諾者の権利	
第 90 条	実施権者の権利	
第 93.5 条	強制ライセンス許諾の理由	本条は、RA 165 からの大幅な変更である。RA 165 第 34 条(3)は明示的に、輸入は特許の「実施」を構成しないと定めていた。
第 93.3 条		強制ライセンスの発行の新たな理由を導入している。すなわち、司法機関または行政機関が、特許権者またはその実施権者による実施の様態が反競争的であると決定した場合。
第 93A 条 3	TRIPS 協定に基づく特別強制ライセンスの発行手続	
第 94 条	強制ライセンスの申請を提出する期間	

第 95.5 条	合理的な商業上の条件でライセンスを得るための要件	RA 9502 により修正
第 97 条	特許の相互依存に基づく強制ライセンス	
第 98 条	請求の様式および内容	
第 99 条	審理の告示	
第 100 条	強制ライセンスの条件	
第 100.6 条	強制ライセンスの条件	
第 101 条	強制ライセンスの修正、取消および放棄	本条は、強制ライセンスの放棄の概念を導入している。
第 102 条	実施権者の免責	PD1263 により修正される。本条は、RA165 第 35 条 E(1)を繰り返し記載している。
第 103 条	権利の移転	
第 104 条	発明の譲渡	
第 106 条	記録	現行法では、原本または原本の認証コピーを「記録があった旨の注釈」と共に返却を要する旧法の要件は維持されていない。また記録の通知は現在、IPO 公報で公示する必要がある。
第 107 条	共同特許権者の権利	RA 165a は、発明を生産、使用または販売する共同特許権者の権利についてのみ定めていた。
第 108 条	特許に関する規定の準用	本条は、「実用新案」について定義していない。ただし、実用新案および工業意匠に関する規則および規定の規則 200 では、新規であり産業上の利用可能性のある人間の活動分野における問題の技術的解決は登録可能であると定めている。
第 109 条	実用新案に関する特別規定	
第 109.1 条	実用新案に関する特別規定	(a) 発明は、新規性があり、かつ、産業上の利用可能性がある場合は、実用新案として登録を受けることができる。 (b) 第 21 条「特許を受けることができる発明」は、保護の条件として進歩性への言及の部分を除き、適用する。
第 109.2 条	実用新案に関する特別規定	第 43 条ないし第 49 条の規定は、実用新案登録出願の場合には適用されない。
第 109.3 条	実用新案に関する特別規定	実用新案登録は、出願日後 7 年目の末日に満了し、更新することはできない。
第 109.4 条	実用新案に関する特別規定	第 61 条ないし第 64 条に基づく実用新案登録の取消の理由
第 112 条	用語の定義	RA 9150 第 1 条により修正。 RA 637 第 6 条により修正。

		RA 864 により修正。
第 113 条	保護のための実体的要件	新規性または創造性のある工業意匠のみが、本法に基づく保護の利益を受ける。
第 114 条	出願の内容	RA 9150 第 1 条により修正。
第 114.1 条	出願の内容	工業意匠の登録出願の内容
第 114.2 条	出願の内容	出願には、工業意匠を具現化した物品の見本を伴うことができ、また、所定の手数料の納付を必要とする。
第 116 条	審査	RA 9150 第 1 条により修正。 審査における手続。
第 117 条	登録	RA 9150 第 1 条により修正。 登録における手続。
第 118 条	意匠または回路配置の登録の 存続期間	RA 9150 第 1 条により修正。
第 119 条	他の条および章の通用	RA 9150 第 1 条により修正。
第 120 条	意匠登録の取消	RA 9150 第 1 条により修正。
第 3 部 商標、サービス・マークおよび商号に関する法律		
第 121 条	定義	
第 121.1 条	定義、標章	RA 8293 は現在、標章には、刻印または押印した商品の容器を含むと定めている。ただし、RA 8293 は、「適法に刻印または押印した瓶、箱、樽、小樽、バレルおよびその他の類似の容器の使用を規制する法」と題する RA 623 を廃止していない。
第 121.2 条	定義、団体標章	旧法第 40 条に基づく団体標章の使用に付随する条件は、現行法には繰り返し記載されていない。
第 121.3 条	定義、商号	旧法の規定が実質的に繰り返し記載されているが、本条は、商号の定義を短縮している。
条	標章の取得方法	本条は、RA 166a に基づく「先使用制度」から RA 8293 に基づく「使用意図に基づく制度」に変更されることを示している。

第 123 条	登録要件	RA 638 により修正された RA 166a は、二つの登録、すなわち、主登録および補助登録について定めている。
第 123.1 条		登録できない標章
123.2		RA 8293 第 123.2 条は、一般的に登録できない標章は、二次的な意味を獲得した場合には登録可能であると定めている。すなわち、フィリピンにおいて商用上使用された結果として登録を求める商品との関連において識別性を有するに至った標章。
124.1	出願の要件	RA 166a の下では、2 種類の出願が定められていた。(1) RA 166a 第 2 条および第 2 A 条に基づく現地使用に基づく出願、ならびに (2) RA 166a 第 37 条に基づく外国登録に基づく出願
125	代理および送達の住所	RA 166a および RA 8293 は、出願人がフィリピンに居住していない場合は、代理人の選任を要する。どちらの法も、かかる代理人が不在の場合または対応できない場合は、通知は局長に送達されると定めている。
第 126 条	標章の部分放棄	庁命令第 39 号 2002 年シリーズ (2002 年 5 月 28 日) により修正される、商標に関する規則の規則 608 は、部分放棄の基本的な目的は、合成標章の重大な要素が、合成から適当に分離できないことを記録することであることを定めている。
第 131.1 条	優先権	庁命令第 39 号 2002 年シリーズ (2002 年 5 月 28 日) により修正される、商標に関する規則の規則 203 は、優先権を主張する出願は、先の登録出願が外国においてなされた日から 6 カ月以内に提出しなければならないと定めている。
第 131.2 条	優先権	外国出願が登録されていない場合、優先権を主張する出願人は、以下のいずれかを行うことができる。 (1) 商標に関する規則の規則 617 に基づき、訴訟の停止を求める。 (2) 商標に関する規則の規則 618 に基づき、暫定的な許可を求める。
第 131.4 条	優先権	第 131.4 条は、新たな法規定である。
第 132 条	出願番号および出願日	商標に関する規則の規則 501 は、出願が出願日の要件を満たしていない場合は、当局は、出願人にその旨通知する。出願人は、通知の郵送日から 1 カ月以内に、出願を完成または訂正するものとし、これを行わなかった場合、出願は取り下げられたとみなすと定めている。

第 133.1 条	審査および公告	商標に関する規則の規則 605 は、出願は、出願日の付与のための完全な要求を IPO が受領した順番で登録可能性について審査を受ける者と定めている。
第 133.2 条	審査および公告	RA 8293 は、先発明者決定の手続を削除した。RA 166 第 10A 条に基づき、商標審査官は、自発的に、先発明者決定の手続を宣言することができる。先発明者決定の手続は、同一または類似の商標、商号またはサービス・マークの所有権を主張する複数の当事者の間で、当該商標、商号またはサービス・マークを最初に採択および使用した人を決定する目的で行われる手続である。
第 133.3 条	審査および公告	審査後、出願人が何らかの理由により登録を受ける権利を有しない場合、庁は、理由を付してその旨を出願人に通知する。
第 133.5 条	審査および公告	3 カ月の期間を定めた、旧法の対応する規定を修正する。
第 134 条	異議申立	本条は、実質的に、標章の登録に対する異議申立に関する規則を繰り返し記載している。ただし、異議申立の提出の延長期間を除く。旧法は、長官により最長 30 日間が認められると定めていた。
第 135 条	通知および審理	現行法は、実質的に旧法の定めを繰り返し記載している。
第 136 条	登録証の発行および公示	本条は、旧法の対応する規定を繰り返し記載しているが、現行法では、IPO 公報への公示が求められる。
第 140 条	権利者の申請に基づく取消および登録の補正または部分放棄	本条は、旧法の対応する規定を実質的に繰り返し記載している。ただし、必要な手数料の納付をもって、元の登録証の有効期間に限定して代替の登録証を発行する長官の裁量権の付与を除く。
第 144 条	商標およびサービスの分類	旧法の対応する規定は、商品およびサービスの分類制度を設けることを選択した。
第 145 条	存続期間	各登録証は、20 年間有効であるものとする。 ただし、本法の規定に基づく登録は、登録証の発行日の 5 周年目、10 周年目および 15 周年目にあたる日から 1 年以内に、登録人が特許庁に対し、標章または商号が現在も使用されていること、または使用していないが、これが免除される特別な状況によるものであり、これを廃止する意図によるものではないことを示す宣誓書を提出し、必要な手数料を支払わない限り、長官により取り消される。
第 146.4 条	更新	本条は、標章の執行可能性の期間を短縮することで、直前の条項の修正を反映するものである。

第 147 条	与えられる権利	RA 9502 により修正。太文字の文言の挿入。
第 149 条	出願および登録の譲渡および移転	本条は、旧法の修正であり、旧法では、登録済みの標章は、当該標章または商号が使用される営業のグッドウィルまたはその一部を付して譲渡または移転可能でなければならないと定めている。
第 150 条	ライセンス契約	商標に関する規則および規定の規則 913 は、商標ライセンス契約は、IPO の DITTB に許可申請を行わなければならないと定め、DITTB 局長により、知的財産法典第 87 条および第 88 条に違反していない旨の証明を受けてのみ、登録されなければならないと定めている。
第 151.2 条	取消	RA 166 第 17 条(a)の「共通記述名称」という用語の使用は、現行法では、「普通名称」という用語に置き換えられた。
第 154 条	登録の取消	本条は、標章の登録により付与される権利は、取消の命令が確定した場合に限り、消滅する旨の旧法の規定を繰り返し記載している。
第 155 条	救済、侵害	Joint DOH-DTI-IPO-BFAD AO 01-08（広く入手可能であり、2008 年廉価で品質の良い医薬品に関する法（Universally Accessible, Cheaper And Quality Medicines Act Of 2008））（2008 年 11 月 4 日）としても知られる共和国法 9502 の実施規則および規定を参照のこと。
第 156 条	訴訟ならびに侵害に対する損害賠償および差止	本条は、原告である登録人に下される損害賠償額の金額の決定について同じ計算式を定めることで、旧法の規定を繰り返し記載している。
第 156.2 条	訴訟ならびに侵害に対する損害賠償および差止	最高裁は、2002 年 1 月 22 日、知的財産権侵害の民事訴訟における捜査および差押えに関する規則（Rule on Search and Seizure in Civil Actions for Infringement of Intellectual Property Right）（2002 年 2 月 9 日発効）を発行した。かかる規則は、知的財産権者またはその正当な授権代理人が、侵害に関する民事訴訟の係争中、またはかかる訴訟を開始することを意図する場合、命令に記載されている文書および記事の捜査、検査、複写、写真撮影、録音および録画または差押えを可能にするため、地域裁判所に捜査および差押えの令状発行を一方的に申請することを認めている。
第 157 条	侵害物品の廃棄を命じる裁判所の権限	旧法は裁判所に対し、登録標章またはその複製、模造、コピーもしくは模倣を付したすべてのラベル、標識、印刷物、包装、包装紙、貯蔵用容器もしくは宣伝、またはそれらを製造するためのすべての図版、鋳型、母型その他の手段を没収または破棄するよう命令する権限を付与している。
第 158 条	損害賠償、告知要件	本条は、侵害者が標章が権利者の名義で登録済みであることを知悉していた場合に限り、利益を取り戻すまたは損害を回復することができることと定めた旧法の方針を引き継いでいる。
第 159.4 条	侵害訴訟に対する制限	RA 9502 により修正。太文字の文言の挿入。

第 160 条	商標またはサービス・マークの実施の行為において訴訟を提起する外国法人の権利	RA 166 は、旧法の対応する規定を含んでいない。これは、RA 638 により修正され、第 21A 条が挿入された。
第 161 条	登録を受ける権利を決定する当局	本条は、旧法の規定を繰り返し記載している。ただし、裁判所が「取り消された登録を回復する」ことができる旨の条項は削除されている。
第 162 条	虚偽または欺瞞の制限に関する訴訟	本条は、旧法の該当する規定を繰り返し記載している。
第 163 条	裁判所の管轄	本条は、旧法を修正し、上記訴訟は、管轄権を有する裁判所に提起しなければならないとしている。
第 165 条	商号または事業の名称	法第 3883 号は、貿易産業省への事業名の登録を義務付けている。
第 166 条	侵害する標章または商号を付した商品	本条は、旧法から、括弧書の文言を削除している。
第 167 条	団体標章	旧法は、「団体標章」（または「団体商号」）を「団体、協会またはその他の集団もしくは組織の一員が使用する標章（または商号）」であると定義していた。
第 168 条	不正競争、権利、規則および救済	本条は、RA 172（1947 年）により修正された、改正刑法（法第 189 号）の第 188 条および第 189 条（それぞれ商標、商号またはサービス・マークの置き換え、および改変、不正競争、商標、商号またはサービス・マークの不正登録、不正な原産地呼称および虚偽表示に関する規定）を廃止している。
第 169 条	原産地の虚偽表示、虚偽の説明または表現	現行法は、同法第 156 条（訴訟ならびに侵害に対する損害賠償および差止）および第 157 条（侵害物品の廃棄を命じる裁判所の権限）に定める民事訴訟に対する責任について定めている。
第 170 条	罰則	本条は、現行法では、罰則は懲役と罰金であると定めているため、懲役の代わりに罰金のみを科す判事の裁量を削除した。また、科される罰金額が増額した。
第 4 部 著作権に関する法律		
第 171.3 条	定義、公衆への伝達	著作権の保護措置および規定の規則 11 は、「公衆への伝達」または「公衆に伝達する」には、著作物のポイントツーポイント伝送（ビデオ・オン・デマンドを含む）、および電子検索システムへのアクセス権の付与（コンピューター・データベース、サーバーまたは類似の電子記憶装置等）も含まれると定めている。
第 171.9 条	定義、複製	この段落は、「著作物」の複製を追加し、「音」の「録音」という用語を制限している。
第 172.1 条	文芸的および美術的著作物	著作権の取得可能性の基準は、独創性である。独創性の基準とはわかりやすく言えば、著作物を著作権により保護するためには、著作物は、他の著作物から複製したものではなく、著作者の独創的な創作物でなければ

		ばならない。
第 172.2 条	文芸的および美術的著作物	第 172.2 条は、新たな規定であり、著作権保護、すなわち独創性の基準は、内容中立的であり、客観的な基準でなければならないと強調しており、著作物は、表現方法または表現形式、およびその同意、質および目的にかかわらず、その創作の事実のみにより著作権により保護されることになる。
第 173.1 条	二次的著作物	本条(a)では、「音楽」（著作物）が削除されている。本条(b)は、「データその他の素材の編集物」を追加した。また、原著物の内容の「調整」の行為により、かかる調整者が著作権を付与される場合があることが追加された。
第 173.2 条	二次的著作物	本条は、新規著作物と二次的著作物は、削除された部分を除き、原著物の著作者の著作権に影響を及ぼすものではない旨を繰り返し記載している。
第 174 条	著作物の出版物	著作権の保護措置および規定の規則は、「公表者」を、出版物を制作し、これを回付または配布のために提供する人であると定義している。
第 176.1 条	政府の著作物	「フィリピン政府の著作物」の定義については、RA 8293 第 171.11 条を参照のこと。
第 176.3 条	政府の著作物	本条は、PD 49a 第 9 条の 3 つ目の段落と同じである。
第 177 条	著作権の経済的権利	AV 記録装置の認められていない所有、使用および／または支配を構成する行為
第 178.5 条	著作権の所有権に関する規則	Sec.PD49 の 6 には、とりわけ映画または類似の著作物に対する著作権を有する「撮影監督」が含まれていた。
第 178.6 条	著作権の所有権に関する規則	本条は、一部変更を除き、旧法の規定を繰り返し記載している。
第 179 条	無名著作物および変名著作物	本条は、旧法の規則（「著作者の名称を表示しないでまたは筆名による論文その他の文書が公表される場合は、公表者の資産とみなされるが、別段のことが示される場合はこの限りではない」）に修正を加えたものである。
第 180.3 条	譲受人または実施権者の権利	本条は、旧法の譲受人の権利と同じである。ただしその文言がより厳格になっており、譲受人は、「譲渡の範囲内で」譲渡人の権利および救済のすべてについて権利を有すると記載されている。
第 181 条	著作権および素材物	RA 10372 により修正。

第 182 条	譲渡または使用許諾の申請	著作権のライセンス許諾が、体系的な知識の移転に関連する場合に限り、技術移転の取決めであるとみなされることに留意すべきである。（自発的ライセンス許諾に関する規則および規定の規則 1(N)参照。）
第 184.1 条(b)	著作権に関する制限	本項は、旧法第 11 条の最初の文に記載されている要件を引き継いでおり、公表された著作物からの引用物の作成は、目的により正当化される「公正な慣行」（現在は「公正な使用」）であると定めている。
第 184.1 条(c)	著作権に関する制限	本条は、PD 49 第 11 条の二つ目の段落に記載する要件の追加の要件を定めている。すなわち、情報源が明記されている。
第 184.1 条(d)	著作権に関する制限	本条は、PD 49a 第 12 条の単なる言い換えである。
第 184.1 条(i)	著作権に関する制限	著作権の保護措置および規定の規則 14 第 1 条は、RA 8293 第 184.1 条(i)の制限を定めている。
第 184.1 条(k)	著作権に関する制限	著作権の保護措置および規定の規則 14 第 2 条
第 185 条	著作権で保護された著作物の公正な使用	著作権の保護措置および規定の規則 14 第 4 条は、ソフトウェアのデコンパイルーションが公正な使用であるとみなされる前の要件について定めている。
第 185 条(d)	著作権で保護された著作物の公正な使用	著作権の保護措置および規定の規則 14 第 5 条
第 185.2 条	著作権で保護された著作物の公正な使用	RA 10372 により修正。
第 188 条	図書館における写真複製	RA 10372 により修正。
第 190 条	個人的目的のための輸入	RA 10372 により修正。
第 191 条	国立図書館および最高裁判所図書館での登録および寄託	RA 8293 の著作権に関する規定を実施するために、国立図書館の館長は、1999 年 8 月 13 日、著作権の保護措置および規定を発行した。著作権の保護措置および規定の規則 19 は、その発効日は、フィリピン大学法律センター（University of the Philippines Law Center）に提出した後 15 日目であると定めている。
第 192 条	著作権の告示	旧規定では、規定をその第 2 段落で制裁措置にするために必要な「shall（～するものとする）」という用語が使用されていた。PD 49 第 20 条に基づき、宣誓書の下で、創作人の死亡日を記載した通知を国立図書館に提出する必要がある。
第 193 条	著作者人格権の範囲	本条は、旧法の著作者人格権の一覧と同じである。第 193.1 条は、著作物の著作者は「実行可能な限り、自己の名称を複製物上に目立つ方法で、および当該著作物の公の使用に関して表示させる権利」を有する著作権者の行使の明細を追加している。

第 194 条	契約の違反	本条は、旧法の契約違反規定と同じである。
第 195 条	著作者人格権の放棄	本条は、旧法の第 36 条の対応する規定を繰り返し記載している。
第 196 条	共同著作物への寄与	本条は同様に、旧法の関連する規定を繰り返し記載している。ただし、第 37 条に記載される一覧は削除されている。
第 197 条	著作物の編集、脚色および改作	本法は、旧法の規定における同じ方針を反映している。ただし、「特別な契約」という用語は、「別段の定め」に変更された。
第 198 条	著作者人格権の期間	RA 10372 により修正。
第 199 条	権利行使および救済	本条は、創作人の相続人の不履行において、その死亡後に回復される損害賠償金は、政府に帰属する旨を追加している。
第 200 条	著作物の販売または貸与	本条は実質的に、PD 49a の対応する規定を繰り返し記載している。
第 201 条	対象にならない著作物	RA 8293 はまた、後の移転により収益を得る権利の請求を行うための条件として、国立図書館への登録を要する PD49 第 32 条は削除されている。
第 202.2 条	定義、録音	PD 49 第 41 条(b)では単に、音声記録を「実演に係る音その他の音のみの固定を意味する」として定義されていた。
第 203 条	実演家の権利の範囲	RA 10372 により修正。
第 204.1 条	実演家の著作者人格権	RA 10372 により修正。
第 208 条	権利の範囲	RA 10372 第 4 条により修正。段落 4 を追加。
第 209 条	公衆への伝達	本条は、製作者は使用者から「正当な」報酬を受けることができるなど、旧法の同じ方針を反映している。現行法は、「衡平な」報酬という用語を使用している。さらに、別段の合意がない限り、実演者および制作者は、等しく分けあう。
第 211 条	権利の範囲	著作権の保護措置および規定の規則 4 第 3 部は、放送機関の著作物には、録音、フィルム、ビデオテープ、テレビ放送、およびその他の有線もしくは無線の情報伝達を含むと定めている。
第 212 条	権利に関する制限	RA 10372 により修正。
第 213.1 条	保護の期間	本条は、旧法を繰り返し記載しており、またかかる規則が死後の著作物についても適用する旨を追加してい

		る。
第 213.2 条	保護の期間	ただし、PD 49 第 24 条に基づき保護期間が 30 年間であった新聞や定期刊行物の特定の保護期間の削除に鑑みて、新聞および定期刊行物は現在、保護の期間が延長される。
第 213.3 条	保護の期間	PD 49a 第 23 条は、死後の著作物に関する規定である。これは、同条項ではなく、第 213.1 項に対応に対応している。
第 213.4 条	保護の期間	RA 8293 第 213.4 は、応用美術の著作物の創作者に適用される保護期間について、PD 49 に基づく 30 年から、同規定に基づく 25 年に短縮した。
第 213.5 条	保護の期間	本条は、写真著作物の保護期間を 30 年から 50 年に延長している。
第 213.6 条	保護の期間	写真著作物の場合と同様に、視聴覚著作物の保護期間も、製作または発表の日から 30 年から、50 年に延長されている。
第 214 条	期間の計算	本条は、旧法の該当する規定を繰り返し記載している。
第 215 条	実演家、製造者および放送機関に対する保護の期間	本条は、旧法に対応する規定を修正し、録音物に組み込まれていない実演、ならびに音声、画像および音声録音については、保護期間は、PD 49 に基づく 20 年から、RA 8293 に基づく 50 年間に延長している。
第 216 条	侵害に対する救済	RA 10088 参照のこと。
第 216.1 条	侵害に対する救済	RA 10372 により修正。
第 216.2 条	侵害に対する救済	RA 10372 により修正。
第 217.1 条	刑事罰	RA 10088 参照のこと。
第 217.2 条	刑事罰	RA 10372 により修正。
第 217.3 条	刑事罰	RA 8293 は、PD 49a 第 56 条（実際には、PD1988 により PD 49a の修正として早期に導入されていた）を削除した。
第 218 条	証拠としての宣誓供述書	RA 10372 により修正。
第 219 条	著作者たることの推定	RA 10088 参照のこと。

第 220 条 A	情報の開示	RA 10372 により修正。この規定を挿入。
第 225 条	管轄	本条は、PD 49a 第 57 条を修正したものである。旧法は、地域裁判所（次に第一審裁判所）における「すべての」コモンロー上またはエクイティ上の訴訟および審理に対する管轄権を付与している。
第 226 条	損害賠償	RA 10372 により修正。
第 227 条	寄託および文書の所有権	本法第 191 条に従い、本条には、最高裁判所図書館に寄託された複製物が含まれている。
第 228 条	公の記録	PD 49a 第 61 条。
第 229 条	著作権課、手数料	著作権の保護措置および規定の規則 9 は、公衆の閲覧および複製に関する規則を定めている。
第 230 条	知的財産方針の採択	RA 10372 により修正。
第 V 部 最終規定		
第 231 条	手続に適用する衡平法上の原則	RA 10372（第 230 条）により番号の再設定。
第 232 条	外国の法律に関する逆相互主義	RA 10372 により番号の再設定（第 231 条）。
第 233 条	不服申立	RA 10372 により番号の再設定（第 232 条）。
第 234 条	庁の組織、給与標準化法および減員法からの免除	RA 10372 により番号の再設定（第 233 条）。
第 235 条	特許商標技術移転局の廃止	RA 10372 により番号の再設定（第 234 条）。
第 236 条	施行日において係属中の出願	RA 10372 により番号の再設定（第 235 条）。
第 237 条	現存する権利の維持	RA 10372 により番号の再設定（第 236 条）。
第 238 条	ベルヌ条約の附属書に関する通告	RA 10372 により番号の再設定（第 237 条）。
第 239 条	予算	RA 10372 により番号の再設定（第 238 条）。

第 240 条	廃止	RA 10372 により番号の再設定（第 239 条）。 大統領令第 285 号（1973 年 9 月 3 日）は、教育科学文化に関する書籍および資料の価格が法外となり、国益を害する場合の暫定的または緊急時の措置としての強制ライセンスおよびその再版を許可している。
第 241 条	可分性	RA 10372 により番号の再設定（第 240 条）。
第 242 条	施行日	RA 10372 により番号の再設定（第 241 条）。

知的財産庁 (IPO) のガイドライン/マニュアル/庁命令

庁命令第 13-171 号：著作権の登録および預託に関する規則および規定 (RULES & REGULATIONS ON TRADEMARKS, SERVICE MARKS, TRADENAMES AND MARKED OR STAMPED CONTAINERS)

規則 I：一般条項

第 1 条	表題	
2	対象	最高裁判所図書館が維持する著作物ではなく、出張所を通じて IPO に預託および登録された著作物への規則の適用について定めている。
3	解釈の規則	規則の自由解釈について規定している。
4	用語の定義	
規則 II：出願の要件		
1	登録出願できる人	
2	文書要件	著作権の登録および預託に必要な文書の一覧
3	出願手数料	手数料の一覧を記載
4	預託方法	著作物の分類および預託可能な方法について規定している。
規則 III：登録手続		
1	RDF の提出	
2	RDF の審査	RDF 検査における IPO フィールド・スペシャリストの職務
3	手数料の支払	
4	文書の受領	
5	暗号化およびスキャニング	
6	IPFOU への伝達	スキャンした文書の完全性の検証のため

7	現金出納係への伝達	
8	証明書の発行	登録証は、RDF の提出から 5 営業日後に発行される。
9	認められる訂正	訂正が相当なもので、書面による要請があり、手数料を支払う場合は、訂正は認められる。
10	登録証の内容	
規則 IV : 登録後		
1	預託された著作物の国立図書館への伝送	毎月行われる。
2	登録証の取消	長官は、利害関係者からの苦情に応じて、列挙されている特定の理由で登録を取り消すことができる。
3	登録証の CTC の要請	
4	データベースの管理	国立図書館および IPO は共同で、著作権登録データベースを管理する。
規則 V : 最終規定		
1	可分性条項	
2	CTC の提出	
3	施行日	

商標、サービス・マーク、商号および刻印または押印された容器に関する規則および規定

(庁令第 39 号 (2002 年)、令第 40 号 (2002 年)、庁令第 20 号 (2001 年)、庁令第 08 号 (2000 年)、庁令第 17 号 (1998 年) により修正)

規則	要約	備考
10	表題	
100	定義	
101	登録要件	登録できない標章を列挙
102	標章が有名であるか否かを決定する基準	
103	商号または事業の名称	
パート II : 標章の権利		
200	標章の取得方法	標章の権利は、法に従い登録を有効に行うことで取得する。
201	国際条約および相互主義	
202	優先権、優先権を主張する基準	規則 201 に言及するいずれかの人がフィリピンで提出する、および他のいずれかの国において同じ標章の登録出願をすでに正当に提出した人がフィリピンで申請する標章の登録出願は、出願が外国で最初に提出された日付で提出されたとみなされる。
203	優先権を主張する出願の要件	優先権を主張する出願を提出する期限を 6 カ月間であると規定している。
204	実際の使用の宣言	すべての出願人または登録人が、標章の実際の使用の宣言とともに、その旨の証拠書類を、出願日から 3 年以内 (延長不可) に提出しなければならないと定めている。
205	実際の使用の宣言および証拠書類の内容	
第 III 部 : 標章を出願できる人		
300	出願人	
301	割り当てられた標章	
302	代理および送達の住所	庁令第 08 号 (2000 年) により修正

303	出願人は弁護士による代理が可能	
304	委任状または権限	[庁令第08号(2000年)により修正]
第IV部：商標出願		
400	出願の要件	
401	庁の出願書式	
402	ラベル	
403	図面	
415	翻訳／翻字	標章またはその一部が外国語の語、文字および記号である場合、当該標章またはその一部の翻訳または翻字を出願書に添付しなければならない。
ニース商品分類	分類 1-42	
418	複数の商品および／またはサービスの単一の登録	1件の出願について、複数の商品および／またはサービスを対象とすることができる。これらが、ニース分類の一つの分類または複数の分類に属するかを問わない。
第V部：出願日		
500	出願日	出願日は、庁が必要な手数料ならびに列挙された指示および要素を受領した日とする。
501	出願番号および出願日	
第VI部：登録出願審査の手續		
600	一方的に行われる出願、異議申立	登録出願は、出願人が一方的に行う。すなわち、手續は、原告(出願人)はいるが被告はおらず、裁判所自体(審査官)が相手方当事者として行為する訴訟のようなものである。
601	審査官と出願人との対立の手續	公共の利益を代表する審査官と、自らの個人的な利益を追求する出願人(または法定代理人)
602	出願人は、自らの利益を追求	審査官は、公共の利益を保護する責任を負い、よって法および本規則に反する標章の登録問題がないことを

	するものと想定される。	確認するために慎重でなければならない。
605	審査の順序、優先処理	出願は、出願日の付与のための完全な要求を IPO が受領した順番で登録可能性について審査を受けるものと定めている。
606	審査官の管轄	審査官は、すべての登録出願の審査および IPO 公報での公示許可に対する管轄権を有するものとする。
608	標章の部分放棄	
609	審査官との面談：面談が許可されないのはいつか	
610	応答期間、出願人による訴訟	出願人は、審査官による何らかの行為についての通知の郵送日から 2 カ月以内に回答しなければならない。
611	原本以外の伝達	「伝達」とは、庁に提出される回答を意味するが、出願日の要件の遵守を除く。
614	放棄、不完全な回答	審査官による何らかの行為の通知の郵送日から起算して与えられる期間内に、出願人が回答しない場合、または完全な回答を提出しない場合、出願は、放棄されたとみなされるものとする。
618	暫定許可	優先権を主張する外国出願に基づき出願において残る唯一の問題が、外国または自国の登録の認証コピーの提出である場合、審査官は、一時的に出願を許可し、かかる許可から起算して 12 カ月を超えない期間中、外国または自国の登録の認証コピーの提出を停止することができる。
第 VII 部：公示、許可および登録証の発行		
700	IPO 公報での公示、審査官の管轄の消滅	出願対象の標章は、かかる審査官の勧告に基づき、長官が、異議申立を募るため IPO 公報で公示するよう命令され、出願人はかかる措置について通知を受ける。
703	出願の許可および登録証の発行	出願および発行が許可される状況
第 VIII 部：登録の効果および通知		
800	与えられる権利	<p>すべての第三者が所有者の同意を得ることなく、通常取引過程において、登録される標章を伴う商品またはサービスと同一の商品またはサービスに関して、同一または同様のマークを使用することを防止する所有者の独占的権利について定めている。</p> <p>当該保護は、登録される標章を伴う商品およびサービスに類似していない商品およびサービスにも拡大適用される。ただし、当該商品またはサービスに関して当該標章を使用することは、かかる商品またはサービスと登録標章の所有者の関係を示すものである場合とする。ただし、登録標章の所有者の利害関係が損なわれる可能性がある場合とする。</p>

801	存続期間	各登録証は、10年間有効であるものとする。
807	登録証の内容	標章の登録証には、標章の複製を含めるものとし、その番号、登録所有者の住所・氏名、および登録所有者の住所が国外にあるかどうかを記載するものとする。
808	標章が使用される目的以外の目的での第三者による表示の使用	標章の登録により、第三者が善意でその名称、住所、筆名、地名等を使用することを妨げることにはならない。
第 IX 部：出願または登録に影響を及ぼすその他の手続		
900	審査官の管轄	審査官が、自発的な放棄、取消、修正および否認に関するすべての事項に対して管轄権を有すると定めている。
906	出願および登録の譲渡および移転	標章の登録出願またはその登録は、当該標章を使用している事業の移転の有無を問わず譲渡または移転することができる。
908	譲渡または移転の記録	譲渡および移転は、IPO にて登録されるまで、第三者に対して効力を有しないものとする。
917	更新要請	各登録証は、その満了時に 10 年間更新することができる。
918	更新要請の申請時期	更新要請は、登録が発行されたまたは更新された期間の満了日前の 6 カ月以内に行うことができる。
1000	商標およびサービス・マークに関する規則または登録	容器の標章の登録は、別段の規定がない限り、商標およびサービス・マークの登録と同じである。
最終規定		
1	通信	登録人／出願人と庁または局との間の通信に適用される規則
2	前払いする手数料および料金、事前に支払われる手数料および料金	
3	知的財産法典の発効日において係属中の出願	規則は、1998 年 1 月 1 日まで係属中の出願にも適用される。

特許、実用新案、および工業意匠に関する改正後実施規則および規定

条項/規則	見出し	摘要
第1条	規則の表題	
2	規則の適用可能性	この規則は、特許、実用新案、および工業意匠の出願の提出および審査に関するすべての場合に適用される。
3	規則の解釈	この規則は、字義にとらわれることなく自由解釈されるものとする。
第1部 - 定義		
規則100	定義	
第2部 - 特許可能性		
規則200	特許を受けることができる発明	
201	特許を受けることができる発明の法定分類	
202	特許を受けることができない発明	
203	新規性	発明は、先行技術に属するものである場合には新規性があると認められない。
204	先行技術	
204.1	同等物	
205	不利にならない開示	
206	進歩性	
207	技術分野の通常の知識を有すること	
208	産業上の利用可能性	
第3部 - 特許権		
300	特許権	

301	出願において出願人として指定される者	
302	委任に基づいて行われた発明	
303	雇用の過程において行われた発明	
304	先願主義	
305	優先権	
306	複合優先権	
306.1		
306.2		
306.3		
307	外国出願の認証謄本	
第4部 - 特許出願		
400	特許出願	
401	手数料の納付	
401.1	手数料の不納付の効果	
402	文書の表示、承認	
403	申請書の様式、庁出願書の様式	
404	申請書	
405	発明の開示および明細書	
406	実施可能な程度の開示のための試験	
406.1	実施可能な程度の開示	
407	明細書の内容	
408	生物材料および微生物に関する出願の要件	

409	許可に先立つ生物材料および微生物に関する出願の要件	
410	発明の名称	
411	開示の要約書	
412	禁止事項	
413	図面の一般的要件	
414.1	図面において要求される卓越性の単一標準	
414.2	用紙およびインク	
414.3	用紙サイズおよび余白	
414.4	文字および色付きの行	
414.5	行数は可能な限り少なくし、陰影は用いないか、ほとんど用いないこと	
414.6	図面作成の縮尺、図面の表示法	
414.7	引用例の文字および数字	
414.8	署名、その記載箇所	
414.9	図面シートにおける大型の図の位置	
414.10	フロー・シートおよびダイアグラム	
414.11	IPOP ^{HL} 電子官報における数字の要件	
414.12	参照記号	
414.13	写真	
414.14	図面に記載することが許可	

	されない事項	
414.15	上記規則を遵守しない図面は条件付でのみ承認される	
415	クレーム	
416	クレームの様式および内容	
417	手数料が発生するクレーム	
418	出願文書の提出	
419	発明の作業モデル（必要な場合）	
419.1	モデルの要件	
419.2	措置の保留	
419.3	モデルに必要な素材、作業モデル	
419.4	出願人に返還されるモデル	
419.5	工場の訪問調査	
420	弁護士または弁理士への委任の推奨	
421	弁護士または弁理士への委任の推奨	
421.1	記録上の代理人または代表者	
422	事業遂行において要求される礼節	
第5部 - 特許を出願することができる者		
500	特許を出願することができる者	
501	出願人が死亡し、または心神喪失、もしくは無能力となった場合	

502	譲渡された発明および特許	
503	法人の定義	
504	権限の証明書	
505	署名の様式	
第6部 - 出願日および方式審査		
600	出願日の要件	
600.1	不完全な出願	
600.2		
601	出願日の付与	
602	出願の遅れまたは図面の不足	
603	方式審査	
604	発明の単一性	
604.1		
605	発明の単一性に関する要件	
606	要件の再検討	
607	分割の要件からの不服申立	
608	異なる発明のクレーム についての後の提出	
609	種の選択	
610	選択されない発明の個別出 願	
611	任意による分割出願	
611.1	分割出願の期間	
612	対応する特許の外国出願に 関する情報	
612.1		

612.2	不遵守	
第7部 - 分類および調査		
700	分類および調査	
701		庁では、国際特許分類を用いる。
701.1	知的財産の調査報告書の内容	
第8部 - 公開および審査請求		
800	出願の公開	
800.1	特許出願の早期公開	
801	公開前の秘密保持	
802	特許出願のコミュニティ・レビュー	
803	第三者からの意見	
804	実質審査請求	
805	公開後の出願により与えられる権利	
806	先行技術文献の引用	
806.1	個人的知識に基づく先行技術文献の引用	
第9部 - 特許審査の手続および審理		
900	一方当事者による遂行	
901	審査官と出願人との間の争い	
902	審査官の公式措置	
903	審査官との協議および面談	
904	審査官の拒絶は最終的なものではない	
905	特許局長への不服申立が可能	

	能な審査官の決定	
906	審査の順序	
907	審査の内容、審査官の措置	
908	審査官の措置が完全なものであること	
908.1	標準的な措置の様式	
909	クレームの拒絶	
910	引用されない未公表の出願	
911	出願人による回答	
912	再審査および再検討	
913	最終拒絶または最終措置	
914	特許出願の実用新案出願への転換	
915	並行出願の禁止	
916	出願人による補正	
917	審査官のファイナル・アクションの後の補正	
918	必要となる補正および修正	
919	開示の補正	
920	クレームの補正	
921	補正を行う方法	
922	補正の入力および検討	
923	図面の補正	
924	補正の補正	
925	代替の明細書	

926	クレームの番号付け	
927	拒絶から補正の承認を求め る申立	
928	期限内に応答しなかったこ とによる出願の取下げ	
929	出願の復活	
929.1	費用を要しない出願の復活	
930	出願の任意の取下げ	
931	出願のファイル・ラッパー の再構成	
第 10 部一 特許の付与		
1000	特許の付与	
1001	特許の内容	
1002	特許付与による公開	
1003		利害関係人は、庁に出願中の特許の明細書、クレーム、および図面の全体を調査することができる（IP 法典 第 52.2 項）。
1004	特許の期間	
第 11 部一 年間手数料		
1100	年間手数料	
1101	出願公開の日	
1102	年間手数料の不納付、グレ ース・ピリオド	
第 12 部一 特許出願に影響を及ぼすその他の審理		
第 1 章		
1200	特許の権原（ライセンスを含 む）に影響を及ぼす特許証その 他の文書の譲渡の記録	
	特許または特許出願の譲渡の 様式	

1201	特許または出願の権原（ライセンスを含む）に影響を及ぼすその他の文書の様式	
1202	副本の提出を要する譲渡証書 その他の文書	
1203	譲渡証書その他の文書または ライセンスの記録の日が出願 日とみなされる場合	
1204	特許証は、出願人の代わりに 譲受人に対し発行することが できる	
1205	庁の審理において記録され た譲受人が行うことができ る行為	
第2章	特許の放棄、訂正、および補 正	
1206	特許の放棄	
1207	庁の誤りの訂正	
1208	出願書の誤りの訂正	
1209	特許の変更	
1210	補正または訂正の様式および 公開	
第3章	権利の譲渡および移転	
1211	権利の譲渡および移転	
1212	発明の譲渡	
1213	共有者の権利	
第13部	— 請願および審判請求	
1300	審査官の職務の内容	
1301	審判請求の対象でない事項に	

	関する審査官の措置の正当性に異議を唱えるための長官への申立	
1302	長官への審判請求	
1303	審判請求がなかった審査官の最終決定の効果	
1304	審判請求の時期および方法	
1305	要求される審判請求人の趣意書	
1306	審査官の答弁	
1307	審判請求人の回答	
1308	長官の決定および長官への審判請求	
1309	要求される審判請求人の趣意書	
1310	長官のコメント	
1311	長官のコメント	
1312		
第 14 部一 実用新案		
1400	登録可能な実用新案	
1401	登録可能でない実用新案	
1402	産業上の利用可能性	
1403	実用新案の出願日	
1403.1	不完全な出願	
1403.2	出願日の付与	
1403.3	出願の遅れまたは図面の不備	
1404	手数料の納付	

1404.1	手数料の不納付の効果	
1405	実用新案の登録	
1406	実用新案出願の審査	
1407	方式審査報告に関する出願人の行為	
1407.1	実用新案の作業モデル（必要な場合）	
1408	任意の取下げ	
1409	最終措置	
1410	実用新案の出願	
1410.1	題名	
1410.2	技術分野	
1410.3	実用新案の背景	
1410.4	実用新案の概要	
1410.5	図面の簡潔な説明	
1410.6	詳細な説明	
1410.7	クレーム	
1410.8	開示の要約書	
1411	手数料を要するクレーム	
1412	実用新案の単一性	
1413	限定要件、分割	
1413.1	分割出願の期間	
1414	実用新案出願の公開	
1415	実用新案の登録期間	
1416	実用新案登録の取消	
1417	発明特許出願の実用新案出願への転換	

1418	実用新案登録出願の発明特許出願への転換	
1419	実用新案登録出願に転換された公開済みの特許出願	
1420	並行出願の禁止	
第 15 部－工業意匠		
1500	工業意匠	
1501	登録することができない工業意匠	
1502	工業意匠の登録可能性の要件	
1503	要求される新規性の程度	
1504	工業意匠の出願日	
1505	工業意匠の登録	
1506	工業意匠出願の審査	
1507	方式審査報告に関する出願人の行為	
1508	任意の取下げ	
1509	最終措置	
1510	工業意匠出願	
1511	手数料の納付	
1511.1	手数料の不納付の効果	
1512	見本	
1513	工業意匠登録出願の明細書の特別の方式	
1513.1	題名	
1513.2	図面の図の簡潔な説明	
1513.3	特性・特徴	

1513.4	特性・特徴	
1514	工業意匠の図面の要件	
1514.1	工業意匠の図面表示の要件	
1514.2	意匠の図面における破線の使用	
1515	1件の出願における複数の工業意匠	
1516	限定、分割	
1516.1	分割出願の期間	
1517	工業意匠出願の公開	
1518	工業意匠の登録期間	
1519	更新手数料	
1520	意匠登録の取消	
1520.1		
第16部 実用新案および工業意匠の共通規定		
第1章	登録可能性	
1600	新規性、先行技術	
1601	不利にならない開示	
第2章	登録の権利	
1602	登録の権利	
第3章	出願	
1603	出願文書の提出	
1604	禁止事項	
1605	対応する外国出願に関する情報	
1606		
1607	不遵守	

第4章	図面	
1608	図面	
第5章	提出、署名	
1609	弁護士または代表者への委任の推奨	
1610	居住者である代表者または代理人の指定	
1611	事業の遂行に要求される礼節	
第6章	登録を請求することができる者	
1612	登録を請求することができる者	
第7章	分類および調査	
1613	分類および調査	
1614	未公開、取下げ済み、および偽造の出願は、引用されない	
第8章	出願人による補正	
1615	出願人による補正	
第9章	出願人の回答時期、期限内に回答しなかったことによる出願の取下げ	
1616	出願人の応答時期、期限内に応答しなかったことによる出願の取下げ	
1617	出願のファイル・ラッパーの再構成	

第 17 部一 不利な情報		
1700	実用新案および工業意匠の出願の精査	
1701	不利な情報	
1702	長官の決定	
1703	不利な情報のない実用新案および工業意匠の登録	
第 18 部一 登録証明書		
1800	登録証明書の内容	
1801	文書の調査	
第 19 部一 実用新案および工業意匠の登録出願に影響を及ぼすその他の審理		
第 1 章		
	証明書の譲渡、放棄、訂正、および補正、権利の記録および移転	
1900	証明書の譲渡、放棄、訂正、および補正、権利の記録および移転	
第 2 章		
	登録可能性報告の請求	
1901	登録可能性報告を請求することができる者	
1902	登録可能性報告の	
1903	報告書を発行する期限	
第 20 部一 請願および審判請求		
2000	請願および審判請求	
第 1 節		
通信		
第 2 節		
手数料および費用は前納すること、前納すべき手数料および費用		

第3節	施行	
第4節	廢止	
第5節	分割可能性	
第6節	有効性	

IP 関連の一般法および特別法

- 共和国法 (R.A.) 第 9502 号 (2008 年) 、[「2008 年広く入手可能であり、廉価で品質の良い医薬品に関する法」](#)
- R.A. No. 9239 (2004 年) 、[「2003 年光メディア法」](#)
- R.A. No. 8792 (2000 年) 、[「電子商取引法」](#)
- R.A. No. 7459 (1992 年) 、[「発明者および発明のインセンティブに関するフィリピン法」](#)
- R.A. No. 7355 (1992 年) 、[「Manlilikha ng Bayan 法」](#)
- R.A. No. 7581 (1992 年) 、[「価格法」](#)
- R.A. No. 6675 (1988 年) 、[「1988 年ジェネリック法」](#)
- R.A. No. 386 (1980 年) 、[「フィリピン民法」](#)
- 法律第 3815 号 (1930 年) 、[「改正刑法」](#)
- R.A. No. 10055 (2009 年) 、[「2009 年技術移転法」](#)
- R.A. No. 9150 (2001 年) 、[「集積回路の配置 \(トポグラフィー\) の保護を定める法律」](#)
- 共和国法第 10088 号 (2010 年) 、[「2010 年反ビデオ撮影法」](#)
- 行政事項 (A.M.) 第 10-3-10-Sc 号、知的財産権事件実施規則

特別法および特別発布における IP に関する関連規定

1. 1987 年憲法第 14 条第 13 項

第 13 項 国は、科学者、発明家、芸術家、およびその他の才能ある国民が自己の知的財産および創作物に対し有する独占的権利を、人民に有益である場合は特に法に定め得る期間につき、保護および保証するものとする。

2. フィリピン民法

第 28 条 強制、脅迫、詐欺、策略、またはその他の不正、抑圧的もしくは高圧的な方法を用いた農業、商業もしくは工業の企業または労働における不正競争は、これにより損害を被った者に訴訟の権利を発生させるものとする。

第 520 条 政府の正規の局または庁に適法に登録された商標または商号は、特別法の規定に従うことを前提として、これを登録した者、法人または会社が所有し、かつ、これらの者に属する。(n)

第 521 条 事業のグッドウィルは、財産であって、事業を遂行する際に用いる名義を使用する権利とともに移転することができる。(n)

第 522 条 商標および商号には、特別法が適用される。

3. フィリピン消費者法 (RA 7394)

第 74 条 基本方針の宣言 – 国は、消費者向け製品の内容物の性質、品質および数量について消費者が正確な情報を取得することができ、かつ当該製品の価値の比較が容易となるようにラベル表示の強制および公正な包装を実施するものとする。

第 75 条 施行機関 – 貿易産業省は、本章の規定ならびに施行規則および規定を実施するものとする。ただし、食料品、医薬品、化粧品、装置および有害物質については、関係当局が実施する。

第 76 条 ラベル表示および包装に関する禁止行為 – 本人または代理人として、消費者向け製品のラベル表示または包装に従事する者が、本章の規定を遵守していない包装またはラベルのある消費者向け製品を商業上、展示もしくは販売し、または展示もしくは販売させることは、違法とする。

本章の禁止事項は、以下のいずれかに該当する場合を除き、消費者向け製品の卸売業または小売販売業に従事する者には適用されないものとする。

- a) これらの者が、当該製品の包装またはラベル表示を行っている場合
- b) これらの者が、当該製品が包装またはラベル表示される方法を何らかの方法により指定または特定している場合
- c) これらの者が、虚偽のラベル表示または虚偽の包装の製品の出所を知らながらその開示を拒否した場合

第 77 条 消費者向け製品の最小限のラベル表示要件 – 国内で販売される消費者向け製品はすべて、現地製造であると輸入されたものであるとを問わず、それぞれの包装のラベルに以下の事項を記載しなければならない。

- a) その登録された正確な商号またはブランド名
- b) その適法に登録された商標
- c) その適法に登録された事業名
- d) 消費者向け製品のフィリピンにおける製造者、輸入者、再包装者の住所
- e) その全体の材料または有効成分
- f) 内容物の正味の性質について、重量、寸法、または個数を、少なくとも小数第 2 位で四捨五入してメートル法で示す。
- g) 輸入品の場合、製造国
- h) 消費者向け製品が本人からのライセンスに基づいて製造、詰め替え、または再包装されている場合、その旨をラベルに記載する。

以下の事項は、関係当局が本法の権限に基づき自ら発布する規則および規定に従って要求することができる。

- a) 可燃性か不燃性か
- b) 必要ある場合、使用法の説明

c) 毒性の警告

d) ワット数、ボルト量、またはアンペア

e) 必要ある場合、使用した製造方法

上記段落により、または上記段落の権限に基づき要求される語句、記載またはその他の情報は、ラベルまたはラベル表示に、これに含まれる他の語句、記載、意匠、または図案と比較して同等に目立つように、かつ通常購入または使用する状況の下で通常の個人が読んで理解する可能性が高くなうような用語により、記載されるものとする。

上記の要件は、製品の通常の取り扱いの下で消去または撤去されるおそれのないように、ラベルの不可欠の部分を構成するものとする。

4. 執行命令第 913 号、s. 1983

第 2 条 大臣は、「貿易産業法」の規定および目的を実施するための規則および規定を發布することができる。この権限は、対象、基本方針、国際協定、国際特許付与、ならびに省の承認済みの計画、プロジェクト、および活動の実施に及ぶものとする。

第 1 (c 項の下では、c の「貿易産業法」は、法律、Batas Pambansa、大統領令、一般命令、指示書、執行命令、およびその他の類似の発布されたものを意味し、貿易および産業の活動を規制対象とし、その違反により違反者が刑事罰、行政罰もしくは民事責任の対象となるか、または刑罰、制裁措置もしくは責任の対象に決してならない。かかる法または発布されたものは、省により実施、管理、執行または施行されるものを意味する。

5. R.A. 第 8970 号

第 3 条 ラベル—別名「フィリピン消費者法」として知られる共和国法第 7394 号に基づく製品ラベル表示の要件の他に、洗濯用および産業用の洗剤すべてのラベルには、消えないインクにより以下の情報を読みやすく明記または印刷して記載しなければならない。(a) 製品名、(b) 製品を生産、輸入または販売する者または会社の氏名または商号および住所、ならびに、(c) 強力な界面活性剤が製品に含まれていない旨の製造者または輸入者による言明。

6. R.A. 第 623 号

第 3 条 登録した製造者、飲料製造会社または販売者ではない者が、これらの者による許可を得ずに、かかる瓶の酒樽、樽、小樽箱、もしくは他の類似の容器を使用する場合、または廃品取扱業者、もしくは酒樽、樽、小樽もしくは他の類似の容器の取扱業者がこれを保有する場合、本法に定める記号または検印および登録が適法に行われているときは、かかる使用または保有が違法である一応の証拠となる。

7. 法律第 3720 号

第 1 条 いかなる者、会社または法人も、本人または代理人として、以下を行うことは不法であるものとする。虚偽の包装を施すか、虚偽のラベル表示、記号もしくはブランドを付されるか、含まれる物品もしくは物品を構成する素材の特徴、価額、内容物、特性もしくは状態を虚偽表示する方法で包装されるか、ラベル、記号もしくはブランドが付された物品、または、広告する物品の特徴、価額、価値、内容物、特性もしくは状態を虚偽表示する広告物、または物品もしくはその容器が虚偽のラベル、表示もしくはブランドを付されているか否かを問わず、これを構成する素材を虚偽表示する広告物を伴う物品を、フィリピン国内で、展示、販売、物々交換もしくは交換するか、展示、販売、物々交換もしくは交換の目的でメディア露出の申込をすること、販売目的で所持すること、または展示、販売、物々交換もしくは交換の目的で外国からフィリピンへ、もしくはフィリピンから外国へ送付もしくは運搬するか、持ち込むこと。

本条に記載の物品を、自己の合理的な必要量を超えて所持することは、販売目的での所持の一応の証拠となる。

8. 改正刑法

第 2 節 – 商業上および産業上の詐欺

第 187 条 虚偽の記号が付された物品または商品で、金、銀その他の貴金属またはその合金で製造された物品の輸入行為および処分行為 – 金、銀その他の貴金属またはその合金で製造される物品または商品の輸入、販売または処分を、上記金属または合金の実際の純度または品質を表示していない検印、ブランド、または記号が付されていることを知りながら行った者に対し、懲役刑もしくは 200 ペソないし 1,000 ペソの罰金またはその両方の刑が科される。

残存する物品の品質または純度が、金製のものでは 2 分の 1 カラットを超えて、銀製のものでは 1000 分の 4 を超えて、検印、ブランド、ラベルまたは記号の記載よりも不足していることが物品の残部について証明される場合、当該検印、ブランド、ラベルまたは記号は、それが刻印され、印刷され、押印され、ラベル貼付され、または添付された物品の実際の純度を表示していないものとみなす。ただし、金製の腕時計ケースおよび平皿類の場合は、金の実際の純度は、検印、ブランド、ラベルまたは記号に表示する純度よりも 1000 分の 3 を超えて不足してはならない。

刑法第 188 条および第 189 条は、以下のとおり、RA 第 8293 号第 239 条により廃止された。

第 239 条 廃止 - 239.1. 刑法（より詳細には改正共和国法第 165 号、改正共和国法第 166 号、ならびにおよび改正刑法典第 188 条および第 189 条、大統領令第 285 号含む改正大統領令第 49 号）と矛盾する法律および法律の部分はすべて、本条により廃止される。

9. R.A. No. 3850

第 2 条 本法により、フィリピン国内の発明者に対し技術面、財政面、および法律面における援助を行うことを目的として、国家科学開発委員会の監督の下にフィリピン発明者協会（本法において以下、本委員会とする。）が設立される。

10. 法律第 3247 号

第 6 条 本法により禁止され、または違法であると宣言されたものを理由として、他の者により、自己の事業または財産につき損害を被った者は、その被った損害の賠償および訴訟費用（合理的な弁護士費用を含む）の 3 倍賠償を受けるものとする。

11. 大統領令 881

第 1 条 (D) 「ラベル」とは、物質に直接接触する容器上に記載、印刷、または図示した物による表示を意味し、直接接触する容器に包装されていないがその状態で消費者に交付されることが適切な物品の場合には、当該物品上またはこれに添付されたタグその他の適切な素材上のかかる物による直接の表示を意味する。本条による、または本条の権限に基づいた、一定の語句、記載またはその他の情報をラベル上に表示する旨の要件は、当該語句、記載またはその他の情報が（1）外側の容器または包装物（もしあれば）（外側の容器または包装物を通して読み取り可能である場合を除く）の上、および（2）（記載されたものか否かを問わず）使用の説明が記載されたすべての添付印刷物上に表示されていない限り、十分に遵守されたものとはみなされない。

12. 執行命令第 60 号、（執行命令 (EO) 第 320 号 s. 1993 により改正）

第 1 条 本令により、大統領府の下で IP 権に関する省庁間委員会（Inter Agency Committee）を設立する。

13. RA 第 1287 号

第 1 条 天然の原材料農産物を、国家経済のみならず外貨獲得手段も安定させる製品に転換する新規の方法、発見または発明（天然葉たばこをバージニア種の葉たばこと同様の外観、味および香りを有するたばこに変換する方法の発見または発明、ならびにこれに類似する発見または発明など）を発見または発明した者は、自然人であるか法人であるかを問わず、25 年間他の者すべてを排除して当該方法、発見、または発明を利用および生産し、かつこれから利益を受ける特別の特権を与えられる。かかる者は、当然に、共和国法第 901 号に定める利益も与えられる。ただし、従前の発明または発見の実質的な改良は、本法において、新規の発明または発見であるとみなすものとする。

14. RA 第 7459 号

第 2 条 国の基本政策および計画の宣言 — 国の生産体制および国民生活において発明およびその利用を優先すること、ならびにこの目的のために発明者にインセンティブを与え、その発明の独占的権利を保護することが、発明が人民の利益となって国の発展および進歩に寄与するものである場合は特に、国の基本政策であることをここに宣言する。 Chanrobles のネット上の法律図書館
国の基本政策に従い、政府は、発明および革新に寄与する環境を整備する計画、独創的で状況に応じた発明者および深い愛国心を抱いた者に対し奨励策および援助を行う計画、ならびに発明者の能力および生産性をインセンティブその他の形式の援助および支援を通じて最大化する計画を策定する。

15. 行政事項第 03-03-030SC 号

(a) 2000年11月21日付、2001年7月4日付、2002年11月12日付、および2002年7月9日付の本裁判所の決議（すべてA.M. No. 00-11-03-SCにおいて発行）、
(b) 2001年8月27日付決議（A.M. No. 01-5-298-RTC）、ならびに、(c) 2002年7月8日付決議（A.M. No. 01-12-656-RTC）を通じて従前からSEC裁判所として指定された地域裁判所は、ここに、知的財産権の侵害に関わる事件でその管轄に属するものおよび証券取引委員会が従前管轄権を有した事件を審理および判断する特別商事裁判所として指定および呼称される。

16. SC 行政覚書第 02-1-06 号（2002年1月22日）

第2条 搜索差押令状— 遅れがあると知的財産権者に回復できない損害が生じる可能性がある場合、または証拠が破棄されるリスクが証明される場合、知的財産の権利者またはその正当な権限を有する代理人で、侵害に対する民事訴訟の係争中である者またはかかる訴訟の提起を意図している者は、一方的申立により、侵害していると主張される被告または予測される相手方当事者に対し、命令に記名された者が自己の敷地に立ち入ることを認めること、ならびに命令に明記された文書および物品について搜索、検査、複写、写真撮影、録音、および録画、または差押えを認めることを命令する搜索差押令状の発付を申し立てることができる。

IPに関する画期的判例法

特許

事件名	主旨／判決
MANZANO 対控訴裁判所 (1997年)	<p>特許制度の主要な目的は、個人に対し報償を付与することではなく、技術および科学を展開させることである。特許の機能は、有用な知識をさらに増加させることであり、特許制度の目的の一つは、発見および発明に関する情報の普及を奨励することにある。これは、特許局の管轄に適切に含まれる事項であって、特許局の公式措置は正当であるとの推定が働き、局が誤っているという十分な確信をもたらす新たな証拠がない場合には干渉を受けない。特許局がとりわけ、特許可能性の問題を判断する権限を有する専門機関であるため、その判断は、証拠と合致していれば受け入れられなければならない、特許可能性に関する疑義があれば、特許局に有利に解決される。</p>
PEARL & DEAN (PHIL.), INC. 対 SHOEMART	<p>何らかの理由により、申立人は、ライト・ボックスについて特許を取得したことがなかった。したがって、申立人は、自己の発明を保護することができたはずの特許権を、実際に保護することができたのに取得しなかった。さらに、特許を有していなかったため、申立人は、他者が本件機器を製造または商業上使用することを法的に防止することができなかった。 <i>Creser Precision Systems, Inc. 対控訴裁判所の事件</i>で、裁判所は以下のとおり判示した。「特許の対象となる発明に対し有するいかなる権利も、特許の付与からのみ発生する以上、特許が発行されるまでは、特許侵害が生じることはあり得ない・・・発明者は、自己の発明を独占する一般法上の権利を有しない。発明者は、自己の発明を利用して売却する権利を有するが、これを自発的に開示した場合（例えば販売の申込をするなど）、いかなる者もこれをコピーして利用することは自由であり、罰せられることはない。しかし、特許は、発明者に対し、他の者すべてを排除する権利を与える。特許権者は、特許権者として、発明物を製作し、売却し、または利用する独占的な権利を有する。申立人の広告装置が特許可能な発明であったと仮定すると、申立人は、この工学図面を国立図書館に提出することにより、公衆に対し全体を明らかにしたのである。</p> <p>他者が発明をコピーして利益を得ることを有効かつ適法に排除することができるようにするためには、特許が本来の基本原則である。特許がなければ保護もない。特許制度の究極的目標は、新規の意匠および技術を開示によって公知に属させることにある。考案は、有効な特許による保護がないままにいったん公衆に開示されると、有効な制限なく無断使用されることになる。</p>
MAGUAN 対控訴裁判所 (1986年)	<p>特許権者が保護を受けるためには、発明に新規性、独創性、および優先性という主要な要素がなければならないことが繰り返し判示されている。発明は、世界のどこでも新規性があることを要する。したがって、特許の出願の日の2年（現在では、特許法第9条に基づき1超の期間）よりも前から特許権者による発明について公用の例が1件でもあった場合には、発行時の特許の有効性にとって致命的となる。</p>
VARGAS 対 F. M. YAPTICO & CO. (1919年)	<p>特許の権利行使が求められる場合、「発明、新規性、または先使用の問題、およびその各問題を司法審査の対象とすることができる」。侵害の責任を証明する立証責任は、原告にある。ただし、原告が特許を証拠として提出した場合は、これが適切な形式であるときには、その正当性および有効性に一応の推定が与えられる。特許を付与する特許局長の決定は、常に正当であると推定される。これにより、この法律上の推定を証拠能力ある証拠により覆す立証責任が被告に移転する。したがって、米国特許局の発明に対する厳密かつ専門的な審査は尊重されるものの、特許の有効性の問題は、司法判断の対象となり、特許が提出された以降、真の問題は、被告が自己の抗弁のいずれかについて立証責任を負っていたか否かとなる。</p>

FRANK 対 KOSUYAMA (1933 年)	<p>当裁判所は、厳密に言うと、新規性、独創性および優先性の要素を欠くことを根拠に原告の麻採取機が発明とならない点で、第一審裁判所に同意するものである。実際、原告らは、本件において自己の特許を取得する前に、自ら、少なくとも数カ月間、同種の機械をすでに公用しており、また、当該原告の機械と同一の特性および重要部分を概ね有するその他の各種機械が、ダバオ県において知られていた。</p> <p>Molo、Riesgo、Crumb、Icsiar、Browne および McFiewere として知られる機械が、原告の機械が誕生する前にすでに、当該地域で知られており、かつ、麻の大農園主により使用されていた。</p> <p>Adrian de Icsiar が発明の特許出願をしており、このために、その時点で Dringman および Icsiar の麻採取機に現実に使用されていたいわゆる「紡錘」または conicaldrum の原告独自の特許出願が米国特許局により拒絶されたことにも留意することができる。</p>
AGUAS 対 DELEON (1982 年)	<p>記録上、de Leon の方法が旧式のタイル製作方法の改良であることが明らかである。de Leon の方法で製作されたタイルは、建築および装飾に適しており、これは旧式のタイル製作方法で製作されたタイルによっては従来達成することができなかった。したがって、De Leon の発明は、新規の有用な種類のタイルをもたらした。旧式の種類のタイルは、壁材に用いることができなくなかったが、通常は床への使用を予定していた。そのタイルは、美術用でも装飾用でもなく、重くて大きいものである。</p>
上記 MANZANO 対控訴裁判所 (1997 年)	<p>新規性の要素は、発明または発見の特許可能性の必須要件である。装置または方法が出願人により発明または発見される前に、他の者により知られ、または用いられていた場合、これについての特許出願は拒絶されるべきである。また、当該出願が特許を認められていた場合、裁判所は、特許の有効性に異議を唱える司法手続において、その無効を判示することになる。発明には、新規性、独創性、および優先性の主要な要素があることを要し、特許権者が保護を受けるためには、発明が世界中で新規性を有することを要することが繰り返し判示されている。</p>
上記 VARGAS 対 F.M.YAPTICO (1919 年)	<p>特許の権利行使が求められる場合、「発明、新規性、または先使用の問題、およびその各問題を司法審査の対象とすることができる」。侵害の責任を証明する立証責任は、原告にある。ただし、原告が特許を証拠として提出した場合、これが適切な形式であるときには、その正当性および有効性に一応の推定が与えられる。特許を付与する特許局長の決定は、常に正当であると推定される。これにより、この法律上の推定を証拠能力ある証拠により覆す立証責任が被告に移転する。したがって、米国特許局の発明に対する厳密かつ専門的な審査は尊重されるものの、特許の有効性の問題は、司法判断の対象となり、特許が提出された以降、真の問題は、被告が自己の抗弁のいずれかについて立証責任を負っていたか否かとなる。</p>

著作権

事件名	判決
CHUAN 対控訴裁判所 G.R. 第 230360 号、2001 年 8 月 15 日	<p>著作権を認められる者は、著作物の原作者でなければならない。同人は、他者の著作物を直接コピーすることなく、または回避的に模倣することもなく、自己の能力、労力、および判断により著作物を創作したことを要する。事件において予備的差止命令を認めることは、裁判所の健全な裁量にかかっており、これは極めて慎重に行うべきであるとの制約が伴う。命令を認めるにあたり、主として、著作権の有効性、侵害の存在、および当該侵害により被る損害に対する疑いの程度に左右される。Ceroilfood Shandong の名義で登録された著作権証明書の写しは、合理的な疑いを生じさせるに十分である。かかる疑いがあれば、予備的差止命令は認められない。</p>

SAMBAR 対 LEVIS
STRAUS & CO., GR. 第
132604 号、2002 年 3 月 6
日

著作権が認められるためには、著作権の対象となるものが独創性を有し、かつ著作者が、他者の著作物を直接コピーすることなく、回避的に模倣することもなく、自己の能力、労力、および判断によって創作したことを要する。

JOAQUIN JR.対 DRILON
(1999 年)

第一に、ショーの形式は大統領令 (P.D.) 第 49 号の第 2 条に基づき、著作権の保護を受けることができない。テレビ・ショーの形式または構成が PD 第 49 号第 2 条における保護される著作物のリストに含まれていない。著作権は、この用語の厳格な意味において、あくまでも法定の権利である。制定法により与えられる新規または独自の権利であって、制定法の規制を受ける既存の権利にとどまらない。この権利は、制定法上認められるものであり、制定法により与えられるものに限られ、制定法により規定された対象について、規定された者が、規定された条件の下でのみ、取得して享受することができる。

発行著作物における著作権があくまでも制定法により設定されたものである以上、著作権は、制定法の列挙または説明に該当する著作物についてのみ取得することができる。歴史的観点にかかわらず、米国では、議会の法律により創設かつ保護されるものを除いて著作権は存在しないことが厳然と決められている。P.D. 第 49 号の第 2 条は、著作権の対象となるものを列挙するに際し、完成著作物について言及しており、着想については言及していない。

著作権は、考案、手順、方法、および制度、実行方法、着想、法則、または発見には及ばないものであり、このことは、これが当該著作物において記述され、説明され、解説され、または具体化された形式にかかわらない。実際、IP 法典第 175 条は、保護される内容としてこれを明示的に排除している。

UNITED FEATURE
SYNDICATE 対
MUNSINGWEAR
CREATION (1989 年)

「Charlie Brown」の名称およびその絵画的表示は、1950 年に遡り著作権登録の対象であったため、PD 第 49 号に基づく保護を受ける。その著作権登録の他に、申立人は、「CHARLIE BROWN」の名称および画像についての複数の商標登録、および出願の所有者でもある。

「CHARLIE BROWN」は、すでに 1957 年に申立人 United Feature Syndicate Inc.の適法に登録されていた商標および著作権であり、さらに、「PEANUTS」のキャラクターが登場するテレビの特別番組「CHARLIE BROWN」としても、適法に登録されていた商標および著作権である。

PHILIPPINE EDUCATIO
NCO.対
SOTTO ANDALINDADA
(1929 年)

Craig 教授著の the True Story of Mrs. Rizal は、申立人により、Philippine Education Magazine に掲載された。被申立人が、申立人の許可を得ずに、これを The Independent に複製した旨の主張がなされた。

使用された言葉を分析すると、これにはまず、当該ニュース項目、編集記事、および定期刊行物の記事は、その公表は留保されている旨の表示がある場合を除き、複製することができる定められており、または第二に、著作権表示がない場合にも、複製することができるとしている。しかし、いずれの場合にも、法律が、「複製の出所、または複製された原著物については、出典として示すものとする」と明示的に定められており、この要件は「著作権表示」のある場合に制限または限定されてはならず、いずれの場合にも、「複製の出所、または複製された著作物については、出典として示すものとする」と明記されている。この条項に対しこれと異なる解釈を行うことは、当該段落から、「その公表は留保されている旨の表示がある」との文言を無効とし、当該段落から削除および取り除くことになり、立法府がその記載事項について定める意図がなかったことになる。当裁判所は、当該法律に存在する語を解釈しなければならない。

<p>剽窃の責任などについて MARIANO C. DEL CAS TILLO 陪席裁判官を被告 として (2010 年)</p>	<p>本件では、原告は、自己の著作権の表示を行っていない。これは著作権を有していなかったという単純な理由からであるが、被告に対し、当該記事の公表に際し、「当社は、すべての権利を留保する」旨の表示を行っており、この表示は、「その公表は留保されている」旨の表示と法律上同等のものであった。この段落につき、これと異なる解釈を行うことは、「その公表は留保されている」という語を削除し、取り除き、かつ消去することになるが、当裁判所は、法律上、かかる権限を有していない。この解釈によると、著作権法全体の有用性および価値が無になると主張されたが、この例外が特に「ニュース項目、編集記事、および定期刊行物の記事」に限定および制限されているため、著作権法の別の条項に適用される例外とすることができないことが留意される。本件では、被告が、「複製の出所」を表示することにより当該記事を公表する法的権利を有していたことも留意される。原告は、当該記事を購入してその支払を行っており、これを「当社は、すべての権利を留保する」旨の表示とともに公表しているが、被告は、「複製の出所」を示すことなく当該記事を公表しており、かつ被告はその紙面上のいかなる事項についても、当該記事に対し購入も支払も行っていない。</p> <p>申立人は、Vinuya の決定が Tams の書籍である「<i>Enforcing Erga Omnes Obligations in International Law</i>」(2006 年) から一部を引用し、これを脚注 69 において、単なる一般的参照であると著者が考えたものとして用いていることを指摘している。</p> <p>Tams 自身は、本件で脚注を入れることが、「参照のための適切な形式」ではないと考えていた可能性があるが、十分な説明がない限り、Ellis および Criddle-Descent の著作物からの上記の引用は、剽窃と解することが可能である。しかしながら裁判所は、Del Castillo 裁判官の調査官の一人(裁判所の委任した弁護士)が、同裁判官への自己の報告書(最終的に当該決定の作業原案となった)の当初草案に元々記載されていた帰属表示をどのように誤って削除したかを説明したため、Del Castillo 裁判官の側において剽窃の意図を欠いていると判示した。同調査官は、ほとんどの場合は、電子的方法により調査を行っているため、帰属表示の省略がなされたと主張した。</p>
<p>剽窃の責任などについて MARIANO C. DELCASTI LLO 陪席裁判官を被告と して (2011 年)</p>	<p>主として、申立人は、裁判所が自己の決定において、フィリピンにおける剽窃の遂行を合法化または承認したと主張しているが、この主張は不合理である。裁判所は、世界において剽窃という語が一般に理解され使用されているように剽窃を非難するものであることを再確認した。</p>

商標権

事件名	概要
<p>CIA GENERALDE TOBA CC0 対AHLAMBRACIGA R (1916 年)</p>	<p>原告の登録済み商号(TN)が「La Flor de la Isabela」であり、これが広告、営業所の標識、レター・ヘッド上で、および他に原告の営業を識別する方法を公衆に与えるように用いられている場合で、自社の製造品をかかるとともに市場に出しているとき、「Isabela」という単語の使用が「La Flor dela Isabela」の商号の侵害となるとの主張がなければ、原告は、「Isabela」という単語の商号権を取得しない。</p>

ANG TIBAY 対 TEODORO (1942 年)	「AngTibay」は、商標法の意味の範囲内における記述的な語ではなく、商標または商号として適正かつ適法に使用され得る造語的語句である。
ARCE SONS 対 SELECTABISCUITS (1961 年)	「Selecta」の語は、自己の事業または企業について宣伝する際に誰でも使用または利用できるという意味で通常または普通の単語であるかもしれないが、事業に関してその製品を特徴づける象徴もしくは標識として、または本物であることとしとしていったん採用され、または造語された場合には、専らその製品および事業にのみ関連するものとして第二の意味を得ることになることがある。
上記 KABUSHI KAISHA ISETAN 対 IAC	現時点で、本件で重要であるのは商標ではなくむしろ商号であることを強調することが適切であるかもしれない。Isetann Department Store, Inc. は、百貨店の名称であり、国内各所において販売される製品の名称ではない。本件は、「Colgate」、「Singer」、「Toyota」または「Sony」などフィリピン国内で製品が広く市販されているよく知られた名称を付した製品に関する事件とは区別する必要がある。フィリピンにおいて「Isetan」という名称を付してそのブランド名とともに一般に普及している製品はない。マニラの Isetan という百貨店に行かない限り、その名称が何を意味するかを知ることはないであろう。同様に、フィリピン人購買者が東京または香港の「Isetan」という百貨店に足を踏み入れるまでは、その名称は全くなじみのないものである。この記録は、フィリピン人の中でその名称が国際的に周知されていることを主張することはできないことを示している。
ASIA BREWERY 対 控訴裁判所 (1993 年)	1988 年 9 月、San Miguel Corporation (SMC) は、Asia Brewery Inc. を、「San Miguel Pale Pilsen」として一般に知られている自社のビール製品の商標を侵害していると主張して訴えた。Asia Brewery の「Beer na Beer」製品が、2 個の製品の間には混同を生じさせるものであるため、SMC の商標を侵害することにより不正競争行為を行っているとの主張であった。地域裁判所 (RTC) は、Asia Brewery に有利な判決を下したが、控訴裁判所は、RTC の判決を破棄した。 Asia Brewery は、SMC の商標を侵害していなかった。 両製品は、320 ml の琥珀色のスタイニー・ボトルを用いて製造されている。両方とも白色塗料を用いた長方形のラベルが付されていた。しかし、これらの類似点以外には、2 製品の間には際だった相違点がある。 「pale pilsen」の語が ABI の商標の一部であることは、SMC の商標 (San Miguel Pale Pilsen) の侵害を構成していない。なぜなら、「pale pilsen」は、色 (pale)、ビールの強い種類 (pilsen) を記述する一般的な語であるからである。このビールは、チェコスロバキアの Pilsen 市を原産とする強いホップの香りを伴った軽いボヘミアのビールであり、中世に有名になった。「Pilsen」は、主に地理上の記述的な語であるため、ビール製造者がこれを登録することも自分のものとすることもできないものである。
FREDCOMANUFACTURING CORP. 対 HARVARD 大学の学長および評議員 (2011 年)	Fredco が、「Harvard」の標章を、その主張するマサチューセッツ州ケンブリッジにおける出所と併せて使用したことは、明らかにハーバード大学との虚偽の関係を示唆するものである。この理由のみから、Fredco による標章「Harvard」の登録は、否認されるべきであった。 「Harvard」は、米国のみならず、フィリピンを含め、国際的にも、周知されている名称であり標章である。 「Harvard」は、世界で最も有名な標章の一つであると考えられる。これは、50 以上の国で登録されており、世界中で数多くの刊行物において広範囲にわたって用いられて推進されている。これにより、350 年以上前のハーバード大学の創立以来、世界中でかなりのグッドウィルが発生している。これは、世界有数の一流教育機関の一つとして国際的に知られている米国マサチューセッツ州ケンブリッジのハーバード大学の商号および標章であると容易に認識され得る。そのようなものとして、ハーバード大学がフィリピン国内で「Harvard」の標章登録を出願する前でも、この標章はパリ条約の第 6 条の 2 および第 8 条の下ですでに保護されていた。さらに、パリ条約の適用がなくとも、ハーバード大学は、R.A. 第 166 号第 4 (a) 項を援用することができる。同項では、「人 (存命であるか故人であるかを問わない)、機関、信用... について軽蔑的であるか、または虚偽の関連を示唆する可能性のある」標章の登録を禁止している。

<p>BATA INDUSTRIES 対控訴裁判所およびNEWOLYMPIANRUBBERPRODUCTS CO. (1982年)</p>	<p>New Olympian Rubber Products Co は、カジュアルなラバー・シューズについて、1970年7月1日以降用いていると主張して BATA を登録しようとした。カナダの法人である Bata Industries, Ltd.は、これに対し、BATA の商標を自己が所有しており、かつ放棄していないことを理由として異議を申し立てた。</p> <p>裁判所は、証拠から、属領時代にチェコスロバキア製品により発生したわずかなグッドウィルは、日本軍からのマニラ解放から35年以上が経過する間に、完全に放棄されて喪失したとの確信を得た。</p> <p>New Olympian は、異議申立人が戦争の前後を問わず、BATAの商標の使用者ではなかったこと、申立人がGerbecおよびHrdinaの承継人ではなく、これらの者がその代表者もしくは代理人でもなく、申立人に対し権利を移転することはできなかったこと、チェコスロバキアの所有者とカナダの申立人の間に利害関係がなかったこと、ならびに、チェコスロバキアの標章はチェコスロバキアにおいて放棄されていることを証明するため、異議申立人の証人の証言の抜粋を複製した。</p>
<p>CHUA CHE 対フィリピン特許局 (1965年)</p>	<p>従来トイレ用品のブランドとして使用されていた「X-7」が、石けんについて登録された。</p> <p>商標登録は、混同、誤認、または詐欺の可能性がある場合には、物品のカテゴリーが異なるときであっても、拒絶されるべきである。被上訴人の製品は、現在、洗濯石けんと同様に普通の家庭用品である。購入者がこれらの製品を同一の出所に関連づける可能性があることは、不自然とは言えない。</p> <p>使用の優越の観点と一般購入者および当然のことながら被上訴人の商標「X7」の権利の保護との両方から、当該商標の登録が上訴人のために否認されるべきであることは明白となる。</p>
<p>STA. ANAV 対MALIWAT (1968年)</p>	<p>Maliwatは、FLORMANN の商標を登録しようとした。これは、婦人用、紳士用、および子供用のシャツ、ズボン、ジャケット、および靴に用いられているものとする。Sta.Ana は、商号である FLORMEN SHOE MANUFACTURERS の登録出願を行った。これは、婦人用および子供用の靴を製造するために使用することを予定していた。</p> <p>現代法は、商標の所有者が受けることができる保護がその物品または事業を関係者の同一または類似の製品との現実の市場競争から保護することに限定されていないが、見込まれる購入者が、原告当事者が当該分野に自己の営業を拡大し、もしくは何らかの形で侵害者の事業に関連しているとの誤解を与えるような場合、または自己の事業の、見込まれる通常の拡大の機先を制されることになる場合で、商標または商号の後進の利用者による使用が出所の混同をもたらしかねない場合にはすべてに及ぶことを認めている。</p>
<p>PHILIPPINE REFINING COMPANY 対NG SAM (1982年)</p>	<p>「Camia」は、Philippine Refining Sugar が自社のラード、バター、料理油、および石けんを使用して使用していた。Ng Sam は、これを自社製のハムについて登録しようとした。</p> <p>商標保護の基本方針は、「商標の権利は、他の者が同一の標章を無関係の物品に使用することができるという意味で、制限された権利である」というものである。</p> <p>したがって、米国最高裁判所が American Foundries 対 Robertson の事件で判決したように、「一人の者が商標を自己の物品に採用して使用していることのみを理由に、他の者が異なる種類の物品について当該商標を採用して使用することが妨げられるものではない。」</p>
<p>DEL MONTE 対控訴裁判</p>	<p>1965年、Del Monteは、PPCに対し、Del Monteのケチャップ瓶の形状を特許局に登録することも許可した。Philpackは、補充的登録に基づいて商</p>

所 および SUNSHINE SAUCE (1990年)

標登録証明書の発行を受けた。

その後、Del MonteおよびPhilpackは、Sunshine Sauce ManufacturingがDel Monteの瓶を自社製品の販売に際し使用していること、およびSunshine SauceのロゴがDel Monteのロゴに類似していることを知った。

裁判所は、侵害があったと判示した。ラベルを併せて分析したとしても、SunshineのラベルがDel Monteの商標の虚偽の模造であると考え難いことではない。Del Monteのラベルに用いられている主要な色は、緑色と赤オレンジ色であり、Sunshineでも同じであった。両方の瓶の「catsup」の語は、白色で印刷されており、印刷／文字のスタイルは同じである。Sunshineのロゴはトマトではないが、それでも形がほぼトマトの形をしている。

上記で述べたとおり、商標侵害者は、通常そのままコピーするのではなく、公衆に混同を生じさせるのに十分な類似点を、裁判所に混乱を生じさせるために十分な相違点と併せて用いて虚偽の変更を行っているにすぎない。否定できないことは、製造者が自社製品の包装の準備を行おうとする際に、用語、語句、色彩、および記号について他の製品と自社製品を区別するに十分な無限の選択肢を目の前にしていることである。本件のように、Sunshine が合理的な理由なしに、Del Monte が使用しているものと同一の色彩と文字を用いることにした場合、その選択の範囲が非常に広範であっても、誤認を生じさせるために故意に行ったものであるとの結論は免れ得ない。

SEHWANI, INC. および BENITA'S FRITES, INC. 対 IN-N-OUT BURGER, INC. (2007年)

被告の標章がフィリピンにおいて登録も使用もされたことがないことは、重要でない。パリ条約第6条の2により当初与えられた保護の範囲は、1999年周知商標の保護規則に関する共同勧告 (*Joint Recommendation Concerning Provisions on the Protection of Well-Known Marks*) において拡大され、そこでは、世界知的財産権機関 (WIPO) 総会およびパリ同盟が、周知標章がその登録も使用もされていない国においてであっても保護されるべきである旨の拘束力のない勧告に同意した。その第1部第2条(3)は、以下のとおり定めている。

(3) [要求してはならない要素] (a) 締約国は、標章が周知標章であるか否かを決定する条件として、以下を要しない。

(i) 当該締約国において、または当該締約国との関係で、標章が使用されているか、標章が登録されているか、または標章の登録出願が行われていること。

...

さらに、申立人の登録を取り消す理由が存在しない旨の申立人の主張は、認めるに足る要因がない。RA 8293 第 151 条(b)は、以下のように定める。

第 151 条 取消 — 151.1. 本法に基づく標章の登録の取消の申立は、以下のとおり、本法に基づく標章の登録により自らが損害を受けており、または受けることになることを考える者が、法務局 (Bureau of Legal Affairs) に対し行うことができる。

x x x x

- (b) 登録済みの標章が当該物品もしくはサービス、もしくはその一部分の一般名になり、そのために、これが登録され、放棄されているか、その登録が詐欺的もしくは本法の規定に反して取得された場合、または、登録済みの標章が登録者により使用され、もしくは登録者の許可を得て使用され、その結果、標章が使用され、もしくは関連して使用される当該物品もしくはサービスの出所が虚偽表示されることになる場合、いつでも、x x x.

記録上の証拠は、申立人が **IN-N-OUT Burger** の商標を自社のレストランの名称に使用していたのみならず、自社のハンバーガーの包装材およびフライド・ポテトの容器にも同一または混同を生じるほど類似した標章を使用しており、これにより当該物品およびサービスの出所を実際に虚偽表示していたことを示している。

経済産業省委託

フィリピン下位法令調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

GLOBAL IP Southeast Asia Pte Ltd

2015 年 6 月発行 禁無断転載

本冊子は、2014 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が実施した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。